

資料 7 - 4

第 7 次府中市総合計画 前期基本計画（素案）

令和 4 年度（2022 年度）～令和 7 年度（2025 年度）

【修正した施策のみ抜粋】

施策体系図(案)

基本目標	基本施策	施策 修正した施策を網かけ
保健・福祉	1 健康づくりの推進	01 健康づくりの支援
		02 疾病予防対策の充実
		03 地域医療体制の整備
	2 子ども・子育て支援の充実	04 地域における子育て支援
		05 妊娠期から子育て期までの継続的な支援
		06 ひとり親家庭への支援
		07 教育・保育サービスの充実
	3 高齢者サービスの充実	08 高齢者がいきいきするための支援
		09 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすための支援
	4 障害者サービスの充実	10 障害者の社会参加の推進
		11 障害者差別の解消と相談支援機能の充実
		12 障害者の地域生活支援
		13 障害児への支援の充実
	5 社会保障制度の充実	14 高齢者医療制度の普及と推進
		15 国民健康保険の運営
		16 国民年金の普及
		17 介護保険制度の円滑な運営
	6 生活の安定の確保	18 低所得者の自立支援
		19 住宅セーフティネット制度の推進
	7 共に生きるまちづくりの推進	20 つながり支え合う地域づくり
		21 安心して生活できる福祉環境の整備
生活・環境	1 緑と生きものを育むまちづくりの推進	22 生物多様性の保護と回復
		23 公園緑地等の活用促進
		24 環境に配慮した活動の促進
	2 生活環境の保全・向上	25 まちの環境美化の推進
		26 公害対策の推進
		27 斎場・墓地の管理運営
		28 ごみの発生抑制・循環的な利用の促進
	3 循環型社会形成の推進	29 継続的・安定的なごみの適正処理の確保
		30 交通安全の推進
	4 交通安全・地域安全の推進	31 地域安全の推進
		32 危機管理対策の強化
	5 災害に強いまちづくりの推進	33 消防力の充実
		34 震災に対応した建築物等の誘導

基本目標	基本施策	施策	修正した施策を網かけ	
文化・学習	1 互いを尊重し、つながり合うまちづくりの推進	35	人権意識の醸成	
		36	平和意識の啓発	
		37	男女共同参画の推進	
		38	都市間交流の促進	
		39	多文化共生の推進	
		40	地域コミュニティの活性化支援	
	2 生涯にわたる学習活動の推進	41	学習機会の提供と環境づくりの推進	
		42	図書館サービスの充実	
	3 文化・芸術活動の支援	43	市民の文化・芸術活動の支援	
		44	文化施設の有効活用	
		45	歴史文化遺産の保存と活用	
	4 スポーツ活動の支援	46	スポーツ活動の普及・促進	
		47	スポーツ環境の整備	
		48	トップチーム等との連携	
	5 学校教育の充実	49	社会を主体的・創造的に生き抜く力よりよく生きる力の育成	
		50	学びの機会を保障するための支援の充実	
		51	子どもの学びを支える教育環境の充実	
	6 青少年の健全育成	52	小学生の放課後の居場所づくりの推進	
		53	青少年健全育成活動の推進	
	都市基盤・産業	1 快適で住みやすいまちづくりの推進	54	計画的な土地利用の推進
			55	適正な開発事業の誘導
			56	質の高い建築物の確保
			57	魅力ある景観の保全・形成
			58	公共交通の利便性の向上
2 地域特性を生かした都市空間の形成		59	市内の拠点におけるまちづくりの推進	
		60	けやき並木と調和したまちづくりの推進	
3 都市基盤の保全・整備		61	安全で持続可能な道路機能の保全・整備	
		62	下水道施設の機能確保	
4 にぎわいの創出		63	中小企業の経営基盤強化の支援	
		64	地域商業の振興	
		65	工業の育成	
		66	観光資源の活用・創出による地域活性化	
		67	消費生活の向上	
5 都市農業の育成		68	農地の保全及び魅力ある農業経営への支援	
		69	農業とふれあう機会の拡充	

	基本方針	施策 修正した施策を網かけ
	行 財 政 運 営	1 市民参加と協働によるまちづくり
2 市民に身近な広報・広聴		102 多様な媒体を活用した市政情報の発信
		103 広聴活動・情報公開の充実
3 安定的かつ効率的な行政運営		104 安定的な行政サービスの提供
		105 市民ニーズや行政課題に的確に対応できる人材の育成
		106 デジタル化の推進と情報セキュリティの強化
4 健全で持続可能な財政運営		107 長期的視点に立った公共資産の維持・活用
		108 持続可能な財政運営

基本施策 1 健康づくりの推進

施策 1 健康づくりの支援

めざす姿(施策の目的)

市民一人ひとりが健康づくりへの高い意識を持ち、健康的な生活習慣(食生活、歯と口の健康、こころとからだの健康づくり)を実践しています。また、地域のソーシャルキャピタルが醸成され、健康づくりだけでなく、こころといのちを守る支援がなされています。

現状と課題

乳幼児期、学齢期、思春期から、若年者(18～39歳)、中年者(40～64歳)、高齢者(65歳以上)といった世代ごとに運動等の生活習慣や食生活における課題が異なるため、ライフステージの特性に応じ、きめ細かい対応や取組を行うことが必要です。健康の維持・増進に取り組む市民ボランティア(元気いっぱいサポーターや食育推進リーダーなど)が増え、地域における健康づくりの基盤が整いつつありますが、今後は団体や企業等との連携・協働の強化を図るなど、より一層その基盤を充実させることが求められており、食品ロスの削減や食文化の継承に関する取組の充実など、食育の推進を図ることも求められています。また、自殺総合対策計画を策定し、取組の推進体制の整備を行いました。また、相談者が抱える内容に応じた専門機関等に確実につなげるため、ネットワークの強化・充実を図ることが必要です。

施策の方向性

- ライフステージの特性を踏まえた生涯にわたる切れ目のない健康づくりに向けた取組の推進を図るために、情報発信や生活習慣を見直すための健康診査等を通じて、健康づくりに対する意識の醸成を図ります。
- SDGsも踏まえながら、誰もが健康的で豊かな食生活を送ることができるよう、関係機関との連携・協働を深め、食の循環への理解促進や食文化の継承に資する取組に加え、食環境の整備等を行います。
- 誰もが自殺に追い込まれることのないよう、切れ目のない支援を受けられる、いつでも支援につながる地域づくりに向け、こころといのちを支え合うネットワークの強化を図ります。

指標

指標名	現状値 (R2)	目標値 (R7)	指標の説明
特定健康診査受診者の喫煙率	男性 22.0% 女性 7.0%	現状値以下	習慣的に喫煙している人の割合です。

若年者の朝食の欠食率(週3日以上)	25.5% (R元年度値)	現状値以下	若年者で1週間のうち朝食を食べない日が3日以上ある人の割合です。
検診受診者のうち進行した歯周病を有する者の割合(40歳)	36.8%	25%	成人歯科健康診査の受診者(40歳代)で全身への影響が大きい歯周病を有する人の割合です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
健康管理支援事業	生活習慣病の予防、健康増進などに関する知識の普及を目的として、情報発信や講座を実施するとともに、保健師などの専門職による健康相談を行います。 また、元気いっぱいサポーターの養成と活動支援、市内企業や各種団体、学校等と連携・協働した啓発活動により、健康づくりの推進を図ります。
食育推進事業	情報発信や体験型講座、管理栄養士による栄養相談を実施します。また、食育推進リーダーの養成・育成など、人材育成にも努めます。
自殺対策事業	自殺の危険を示すサインに気付き、適切な対応を取ることができる人材(ゲートキーパー)を育成するとともに、地域におけるネットワークの強化を図り、いつでも支援に繋がれる地域づくりを行います。

協働により推進したい取組

- 健康づくりやこころといのちを支え合うネットワークづくりに関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

ソーシャルキャピタル(社会関係資本)とは、人と人の絆や地域のつながりにより強化される「信頼」、「規範」、「ネットワーク」などの社会的仕組みを指す概念です。

基本施策 1 健康づくりの推進

施策 2 疾病予防対策の充実

めざす姿(施策の目的)

健康診査や各種検診の機会が充実しており、疾病や障害等の早期発見と早期の治療・支援に結びついています。また、市民一人ひとりが感染症予防の正しい知識を持ち、適切に対応するとともに、国、東京都、市が連携した予防体制が整備され、対策が行われていることで、健康が守られています。

現状と課題

職場などで健康診査を受ける機会のない18歳から39歳の方を対象とした若年層健康診査や、各種のがん検診等を実施していますが、受診率は高い状況とは言えないため、疾病の早期発見と早期治療の重要性を更に周知していくことが必要です。また、新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症の発生や拡大の場面においては、感染予防や拡大防止、緊急時の医療体制の整備や支援が必要な方々へのサポート体制の整備などについて、国や東京都、医療機関、事業者とともに対策を講じていくことが求められています。

施策の方向性

- がん検診等を実施し、要精密検査となった方には受診を促すことなどにより、疾病の早期発見と適切な治療につなげます。
- 歯科健診や歯科保健指導の実施により、むし歯や歯周病の予防対策を講じます。
- 新型コロナウイルスや新型インフルエンザなどの感染症について、感染予防に関する啓発や感染症発生時・拡大期における適切な情報発信を行うほか、保健所・医師会等の関係機関との連携強化を図ります。
- 感染症発生時に事業継続計画(BCP)に基づき、市民生活を支える事業の継続と経済活動の安定を図ります。

指標

指標名	現状値 (R2)	目標値 (R7)	指標の説明
がん検診の受診率	12.9% (R2年度は コロナで縮 小したためR 1年度値)	14.5%	根拠法に基づく5つ のがん検診(胃・子宮 頸・乳・大腸・肺がん) の平均受診率です。
成人歯科健診の受 診率	12.6%	14.5%	根拠法に基づく年齢 対象者(40・50・ 60・70歳)の受診 率です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
各種疾病検診事業	健康増進法に基づき、胃・子宮頸・乳・大腸・肺がん検診を実施します。
歯科健診事業	歯の喪失の防止、歯と口の機能保持を図るため、成人歯科健康診査(歯周病検診含む)を実施します。
感染症対策	市民生活や地域経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的として、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく、感染拡大防止のための取組を実施します。

協働により推進したい取組

- 健(検)診の啓発や感染症発生を想定した訓練の実施に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 1 健康づくりの推進

施策 3 地域医療体制の整備

めざす姿(施策の目的)

市民一人ひとりが「かかりつけ」の医療機関や薬局を持ち、身近な場所で気軽に健康づくりに関する相談ができています。また、在宅で療養する方を含め、休日・夜間や災害発生時などにおいても適切な医療サービスを受けることができる体制が整っています。

現状と課題

国では、「初期の治療は地域の医院・診療所などで、高度・専門医療は病院(200床以上)で行う」という医療機関相互の役割分担を推進しています。市民が身近な所でかかりつけ医などを見つけることができるよう、情報提供を強化することや、ほとんどの医療機関が休診となる休日や夜間における応急診療体制の整備が求められています。

また、高齢化の進展とともに、在宅療養へのニーズが高まっており、環境の整備が求められています。さらに、大規模災害発生時においても市民の生命や健康を守るため、発災直後から復興までの各フェーズに応じた医療救護や保健活動等を行うことが可能となるよう、関係機関との協働・連携体制の強化を図ることが必要です。

施策の方向性

- 自分の健康状態に心配事が生じた際に気軽に相談できるよう、「かかりつけ」の医療機関、歯科医療機関、薬局等を持ち、定期的に受診するよう促すとともに、休日・夜間における応急診療の実施体制を整備します。
- 国や東京都、医師会等と連携しながら、在宅療養の取組を充実させます。
- 大規模な災害が発生した場合にも適切な医療サービスを提供することができるよう、関係機関と人的支援・物的支援に関する体制強化に向けた取組を進めます。

指標

指標名	現状値 (R2)	目標値 (R7)	指標の説明
かかりつけ医・歯科医・薬局を持っている人の割合	73.6% (R元年度値)	74.5%	65歳以上でかかりつけ医・歯科医・薬局を持っている人の平均割合です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
休日・夜間診療事業	府中市保健センターで休日・夜間診療を実施します。
災害時医療体制等の整備	医療機関、医師会、歯科医師会及び薬剤師会と協働・連携し、災害時の医療体制を整備・強化します。

協働により推進したい取組

- 「かかりつけ」の医療機関や薬局を持つことの啓発や、災害発生時における医療救護や保健活動等の協働・連携体制の整備に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 2 子ども・子育て支援の充実

施策 4 地域における子育て支援

めざす姿(施策の目的)

地域全体で子ども・子育てを支えていく意識が醸成され取組が充実し、子育て家庭が孤立し、悩みを抱え込むことなく、気軽に交流・相談できる環境が整っており、様々な人とのふれあいを通じて、子どもが健やかに成長しています。

現状と課題

現在、在宅で子育てをする家庭が孤立することのないよう、子ども家庭支援センター、地域子育て支援センター、私立保育園などの市内16か所において、親子で交流し、気軽に相談できる場などを提供するとともに、市立保育所(基幹保育所)を各エリアの拠点として、親子交流活動や子育て相談、子育て講座などを実施しています。そのような中、子どもの発育・発達などに悩みを抱える保護者は増えているため、地域で気軽に相談できる環境の整備がより一層求められています。

また、子どもの貧困が社会問題とされる中、「子どもの生活実態調査」では、生活や養育に困難を抱える子育て家庭の存在が明らかにされており、地域で子ども食堂等を実施している団体を支援し、地域の居場所づくりの促進や見守り体制の充実を図っていますが、今後はそれらの取組をさらにこれらの地域でのつながりや子育てのネットワークづくりへと広げることを活かした取組が必要です。

施策の方向性

- 子ども家庭支援センター等で地域子育て支援拠点(子育てひろば)事業を実施し、親子が気軽に交流し、悩み事を相談できる機会を提供するとともに、「今後の保育行政の在り方に関する基本方針」に基づき、市立保育所(基幹保育所)を各エリアの拠点として、地域の子育て支援機能の充実を図ります。
- また、「子どもの未来応援基本方針」に掲げる地域での寄り添い支援を実現するため、子ども食堂実施団体など、様々な団体や人材、大学等の社会資源と更なる連携や協働を図りながら、地域で子ども・子育てを支えていく意識の醸成体制の構築及び施策の推進を図りに向けた取組を進めます。

指標

指標名	現状値 (R2)	目標値 (R7)	指標の説明
地域子育て支援拠点 (子育てひろば)事業 への延参加人数	31,626人	84,710人	子育てひろば事業に 参加した子どもの人 数です。
地域子ども・子育て 応援連絡会参加団 体数	8団体	16団体	地域子ども・子育て 応援連絡会に参加し た団体数です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
地域子育て支援(子育て ひろば等)事業	子ども家庭支援センター「たち」「しらとり」、 地域子育て支援センター「はぐ」などにおい て、親子が気軽に交流や相談できる場を提供 するほか、子育て講座、イベント等の啓発活動 を実施します。また、市立保育所(基幹保育所) を拠点として、地域の市施設等の社会資源を 活用しながら、保育士への相談や保護者同士 の情報交換、親子の交流ができる場を提供し ます。
地域子ども・子育て応援 事業	子ども食堂等の活動団体に対して補助を行う とともに連絡会を開催地域のネットワークを 活かし、地域団体と協働で子ども・子育てを支 える取組を進めます。

協働により推進したい取組

- 子ども食堂などの地域団体との子ども・子育てを応援する活動及び地
域のネットワークづくりに関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 2 子ども・子育て支援の充実

施策 5 妊娠期から子育て期までの継続的な支援

めざす姿(施策の目的)

妊娠、出産、育児のそれぞれにおいて、適切な情報提供、不安や悩みに対する相談支援、医療費等の経済的負担に対する支援などが行われており、保護者が安心して子どもを生み育てることができる環境が整っています。

現状と課題

子育ての不安や悩みに関する相談や児童虐待の通告が増えるなか、子育て世代包括支援センター事業を実施し、妊娠期からの切れ目のない相談支援を展開しています。また、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、児童手当等の支給及び妊婦健診、医療費等の助成を行っています。

児童虐待については、望まない妊娠をした方や自ら助けを求められない家庭、複数の問題を抱える家庭は深刻な状態に陥りやすいため、関係機関との更なる連携強化を図り、未然防止及び重篤化防止に取り組むことが必要です。

また、母子健康手帳交付時に保健師等の専門職による面談を行い、状況に応じた支援につなげることで、妊娠期から育児不安を軽減し、産後うつや児童虐待を予防することが重要です。

さらに、増加する母親のメンタルの不調や子どもの発達の課題を、新生児訪問や乳幼児健康診査により早期に発見し、産後ケア事業や家事育児支援事業を活用して、親と子の健康の保持増進を推進することも重要です。

施策の方向性

- 児童手当等の支給及び医療費等の助成を引き続き行い、子育て家庭を経済的に支援します。
- 妊娠期からの継続的な相談支援をワンストップで行うため、母子保健と子育てに関する支援を1つの場所で一体的に提供できる「子育て世代包括支援センター」を整備します。また、地域のネットワークを強化し、子育て家庭のニーズに対応した、きめ細やかなサービスの調整・提供を行うとともに、相談支援を行う機関の周知広報など虐待防止の普及啓発を行い、児童虐待の未然防止及び重篤化防止を図ります。
- 母子健康手帳交付時の面談や新生児訪問、乳幼児健診、予防接種、各種講座、産後ケアを実施し、母子の健康の保持増進を図るとともに、若年妊婦や望まない妊娠、産後うつに対応します。また、医療機関や保健所等の関係機関との連携を強化し、母子保健事業の充実を図ります。

指標

指標名	現状値 (R2)	目標値 (R7)	指標の説明
この地域で、今後も子育てをしていきたい人の割合	75% (R1)	80%	3・4か月児、1歳6か月児及び3歳児の健診で実施するアンケートにより把握します。
虐待に係る問題が終了した相談の割合	53%	60%	新規の虐待相談のうち、相談対応を行って虐待に係る問題が終了した相談の割合です。
乳幼児精密健康診査の受診率	100%	100%	乳幼児健診で精密健診となった乳幼児の病院受診率です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
児童手当支給及び子育て家庭医療費等助成事業	義務教育修了前の児童について、適正に児童手当を支給するとともに、保険診療の自己負担分を助成します。
子育て世代包括支援センター事業	母子健康手帳交付時の面談により個別の状況を把握し、妊娠期からの継続的な情報提供や相談支援を行います。また、研修会等を実施して関係機関との連携強化を図り、支援体制の充実及び虐待防止の普及啓発を行います。
母子健康づくり支援事業	適切な時期に乳幼児の各種健診を行い、発育と発達の確認及び疾病の早期発見と早期治療につなげる保健指導を行います。また、各種講座を実施し、母子の健康づくりを实践できるよう支援するほか、学校等と連携し、命の大切さ等を学ぶ性教育講座を実施します。

協働により推進したい取組

- 子育てに係る情報収集・提供や、児童虐待の防止等に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 2 子ども・子育て支援の充実

施策 6 ひとり親家庭への支援

めざす姿(施策の目的)

ひとり親家庭が自分たち家族にとって必要なサービス等を選択・活用しながら、親子で自立し安心して暮らしています。

現状と課題

ひとり親家庭の保護者からの相談を受け、資格取得や就業に係る支援、必要なサービスの提供等を行い、自立を促進していますが、「子ども・子育て支援に関する市民意向調査」や「子どもの生活実態調査」では、経済的・精神的・時間的に余裕がない方々が以前より増えており、子どもへの影響が懸念されることから、相談体制の更なる充実や各種支援制度の周知徹底などが求められています。また、意向調査では、離婚の際に養育費の取決めをしても、実際に受け取ることができていない事例が多いこともわかってきたため、離婚前からの適切な情報提供が求められています。

施策の方向性

- ひとり親家庭の親の就労や子育ての実情に合わせ、必要なサービスにつながるよう、ひとり親家庭に特化した情報提供を行うほか、オンラインでの相談支援環境を整備を行います。
- 離婚前・離婚直後などの早い段階で、当該家庭の課題解決に向けて短・中・長期の計画を提示するなど、関係機関と連携し、将来の経済的・精神的な安定を見据えた支援を行います。

指標

指標名	現状値 (R2)	目標値 (R7)	指標の説明
ひとり親ホームヘルプサービス事業の登録者数	33人	65人	ひとり親家庭に必要なサービスを提供するホームヘルプサービス事業の登録者数です。
養育費の受給率	29.3% (R1年度)	44.3%	養育費の取決めをした人において実際に受け取ることができる人の割合です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	ひとり親ホームヘルプサービス事業の周知を図り、保護者のけがや病気はもとより、資格取得や就労等の自立に向けた支援を行います。
ひとり親家庭自立支援事業	離婚前後の時期を捉え、養育費や面会交流など子どもにとって有益な情報や、家計や資格取得を踏まえた就労のキャリアアップの情報などについて、SNS等を活用した周知やオンラインを含めた面接等を行います。

協働により推進したい取組

- ひとり親家庭の孤立化防止に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 2 子ども・子育て支援の充実

施策 7 教育・保育サービスの充実

めざす姿(施策の目的)

就学前の子どもに対して、それぞれの家庭の状況や子どもの個性に応じて必要とされる教育・保育サービスが提供されており、安心して出産し、子育てできる環境が整っています。

現状と課題

女性の就業率増加により高まる保育需要に対応するため、認可保育所の開設や定員増を進めた結果、待機児童数は平成29年度の383人をピークとして、平成31年度は146人、令和2年度は86人、令和3年度は28人となり、待機児童は解消には至っていないものの、年々減少しています。~~となっており、令和2年度の施設整備(令和3年4月開設)をもって待機児童は解消される見込みとなっています。~~保育施設の増加や多様化に加え、利用者の働き方やニーズなども変化していることから、各事業者の保育サービスの質を維持・向上させる取組や人材(保育士)の確保が求められるとともに、**医療的ケアが必要な児童など、特別な支援が必要な児童の受入体制の整備が求められています。**また、今後は就学前児童人口の減少が進み、教育・保育サービスの供給過多や地域偏在の課題が想定されることから、対応策について早期に検討・着手することが必要です。

施策の方向性

- 施設への給付や保護者への保育料の助成を通じて、保育園をはじめとする**認可外**保育施設や幼稚園等の中から保護者が最適な教育・保育サービスを選択できる環境を整えます。保育園の延長保育や一時預かり等についても、需要の変化に留意しつつ、事業を継続します。また、事業者の協力を得ながら、~~発達の遅れなどにより~~特別な支援が必要な児童等の個別ニーズに対応していきます。
- 教育・保育の質の維持・向上を図るためには、保育士等の確保と育成が必要なことから、保育士等の処遇改善やキャリアアップのほか、業務負担の軽減に取り組みます。また、良質な育成環境を維持できるよう、事業者に対する保育支援者巡回支援や指導検査、第三者評価の受審費用の助成を引き続き実施します。
- 待機児童を増やさない、発生させないための取組を進めるとともに、今後想定される教育・保育サービスの供給過多や地域偏在への対応策を検討します。

指標

指標名	現状値 (R2)	目標値 (R7)	指標の説明
保育所入所待機児童数	28人 (R3)	0人	4月1日時点において認可保育所の入所要件を満たし、入所の申込みをしているが認可保育所等に入所できない児童数です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
待機児童解消事業	保育コンシェルジュによるきめ細かな相談対応により、保護者のニーズに合った教育・保育サービスを提供するとともに、保育施設の定員未充足や地域偏在への対応策として、定員調整等の検討を進めていきます。
教育・保育施設給付・運営事業	子ども・子育て支援新制度に基づく教育・保育給付を適正に行うとともに、教育・保育施設が利用者ニーズに対応した一時預かり、延長保育等の事業を展開する際の支援を行います。また、特別な支援が必要な児童について、障害児保育等の受入れの充実を図ります。
保育施設・保育士等支援事業	良質な育成環境の維持・向上を図るため、認可保育所・認証保育所等に対し、公立保育所長経験者等が助言・相談等を行う巡回支援を実施します。また、保育士等の処遇改善や負担軽減に資する事業に対する支援を行います。

協働により推進したい取組

- 利用者のニーズに沿った多様な保育・教育サービスの提供に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 3 高齢者サービスの充実

施策 9 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすための支援

めざす姿(施策の目的)

認知症の高齢者をはじめ、支援や見守りを必要とする高齢者とその家族を地域住民、事業者、関係機関等で支え合うネットワークが構築されており、全ての高齢者が安心して暮らしています。

現状と課題 審議会委員の意見通り順番を入れ替えました。

今後、高齢化がますます進展する中で、高齢者が自身の望む生活を送ることができるよう、医療、介護に加え、行政、地域、企業等が一体となって支えていく地域包括ケアシステムを構築することが重要であり、その地域拠点となる地域包括支援センターの相談支援や権利擁護、虐待防止等に係る機能の強化が必要です。また、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、在宅で各種の医療・福祉サービスを受けることができる仕組みづくりが必要であり、医療と介護の連携を更に充実させていくことが求められています。

特に認知症の人については、早期に発見し、迅速に対応することができるよう、関係機関における連携を強化することが求められています。

施策の方向性 同じく順番を入れ替えました。

- 市内に11か所ある地域包括支援センターを中心としたネットワーク機能を強化し、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。
- 医療が必要になっても在宅での療養生活や看取りを行えるよう、医療・介護連携の充実や療養環境の整備を進めます。
- 認知症初期集中支援に係る取組や多職種連携・協働の充実を図り、認知症があってもなくても同じ社会の一員として共に地域をつくっていく意識を醸成し、地域共生社会を目指します。
- 手助けを必要とする高齢者が安心して暮らせるよう、地域における支え合いの輪を広げるとともに、支援活動そのものを社会参加と捉え、支援に携わる方々の生きがいにもつなげます。

指標 同じく順番を入れ替えました。

指標名	現状値 (R2)	目標値 (R7)	指標の説明
医療・介護連携率	(R1) 医療66.3% 介護65.3%	医療73% 介護73%	医療従事者及び介護サービス事業者が「医療と介護が連携している」と感じる割合です。

認知症サポーターの養成数	24,958人 (令和元年3月31日現在)	40,000人	認知症を正しく理解し、本人や家族を見守り、支援するための養成講座を受講した市民等の人数です。
--------------	--------------------------	---------	--

主要な取組 同じく順番を入れ替えました。

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
地域包括支援センターの機能充実	高齢者とその家族が適切なサービスを選択・利用できるよう、地域包括支援センターを中心とした相談支援体制の充実、センター間の情報共有の徹底、さらには地域の保健、医療、福祉関係者とのネットワークづくりの充実を図ります。
医療・介護連携の推進	医療と介護の必要な在宅高齢者を支えるため、介護従事者と医療関係者間の顔の見える関係づくりと、連携や協働に向けたネットワーク構築を進めます。
認知症対策事業	認知症の人や家族の視点に立ち、認知症の人が家族と共に地域で暮らすための「共生」と、認知症の発症を遅らせ認知症になっても穏やかに暮らせるような視点からの「予防」のための取組を推進し、認知症バリアフリー社会の実現に努めます。

協働により推進したい取組

- 高齢者の見守りネットワークに関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 4 障害者サービスの充実

施策 10 障害者の社会参加の推進

めざす姿(施策の目的)

障害のある人が地域の一員として交流活動に参加するほか、社会の一員としてその人らしく働くことができるなど、積極的な社会参加が可能なまちになっています。

現状と課題

障害に関する理解を深めるため、各種イベントの開催や啓発活動等を行っていますが、今後は様々な団体や事業者との連携・協働により、ノーマライゼーションに対する理解促進に向けた一層の取組が求められています。また、地域を中心とした活動に参加しやすくなるよう、障害のある人と地域の人との交流の機会や場づくりの支援を行うことや、多様な活動に参加しやすいように移動・移送サービスの充実を図ることも必要です。

府中市立心身障害者福祉センターにおいて障害者就労支援事業を行っていますが、就労支援、就労定着支援の充実を図るとともに、障害のある人の雇用促進や働きやすい職場づくりについて、ハローワーク等と連携し市内企業等に向けて意識啓発や必要となる支援を行うことが求められています。

施策の方向性

- 障害に関する知識や障害のある人への理解を広め、お互いの個性を尊重し合い、つながり合い、支え合う地域共生社会を目指し、ノーマライゼーションの理念の普及を推進します。
- 障害のある人と地域の人との交流を推進するとともに、様々な活動への参加手段として、移動・移送支援の充実を図ります。
- 関係機関と連携を図りながら障害のある人の一般就労への支援や就労後の定着の支援を行うとともに、就労機会の確保や就労に向けた相談・支援体制の充実を図ります。

指標

指標名	現状値 (R2)	目標値 (R7)	指標の説明
障害者地域交流促進事業参加者数	5,948人 (R1)	6,150人	障害者軽スポーツ大会、WaiWai フェスティバル及びプール開放の参加者数です。

就労移行支援事業等を利用した一般就労への移行者数	23人 (R1)	43人	障害者就労支援事業等を利用し、一般就労した人数です。
移動・移送サービス利用者数	3,296人	4,310人	心身障害者福祉タクシー事業及び心身障害者自動車ガソリン等費用助成事業を利用した人数です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
障害理解・意識啓発の推進事業	障害者軽スポーツ大会や WaiWai フェスティバルなどのイベントを開催するとともに、広報紙やホームページを活用した啓発活動を実施する。
就労支援事業	就労相談を通して、一人ひとりの状態や日常生活に合わせた総合的な支援を行うとともに、就労した後の職場への定着を支援します。 必要に応じてジョブコーチ(現場適応支援者)を、関係機関の協力のもとに活用します。
障害者自立移動支援事業	福祉タクシー券の助成を行うとともに、ガソリン費の助成を行います。

協働により推進したい取組

- 障害理解や意識啓発に関するイベントの実施や、障害のある人の就労に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 4 障害者サービスの充実

施策 11 障害者差別の解消と相談支援機能の充実

めざす姿(施策の目的)

市民が、障害の有無に関わらずお互いを尊重し合い、家庭や職場で自分らしく過ごせています。また、障害のある人やその家族からの悩みに応じる体制が整備され、必要とする人への適切な相談支援が行われています。

現状と課題

平成28年度に障害者差別解消法が施行された後、平成30年度には東京都が民間事業者における合理的配慮を義務とする、国よりも踏み込んだ内容の条例を制定しており、本市においても不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に関する取組を行っています。今後も啓発を行うとともに、障害のある人への虐待の防止や権利擁護の推進に関する取組にも注力することが必要です。

また、4つの地域生活支援センター(委託相談支援事業所)が連携して相談支援を行っていますが、児童から高齢期までのライフステージ全体を包括した一体的な相談支援ニーズへの対応が課題となっていることから、体制の充実・強化を図り、障害のある人に寄り添い、意思決定を支援していくことが求められています。

施策の方向性

- 障害のある人が望む合理的配慮の提供を進めるとともに、障害を理由とする差別の解消に向けた意識啓発や虐待の防止、権利擁護体制の充実や成年後見制度の利用促進などを図ります。
- 基幹相談支援センターを中核としたネットワークを構築するとともに、障害のある人が身近な場所で気軽に相談できる体制の整備、障害の特性やライフステージに応じたサービスの提供等に関する相談支援機能の充実を図ります。

指標

指標名	現状値 (R2)	目標値 (R7)	指標の説明
「合理的配慮の提供」の認知度(%)	都 26.3	30.5	世論調査により調査した障害者差別に関する普及率です。令和3年度より質問項目に含めます。(基準値は、令和元年度インターネット都政モニターアンケートを参照)

指定特定相談支援事業者数	19か所	20か所	障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスを利用するためのサービス等の利用計画の作成及び基本相談支援の提供を行うことができる指定特定相談支援事業者の数です。
--------------	------	------	--

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
障害のある人に対する差別的解消の推進	障害者差別解消支援地域協議会(仮)にて事例の共有や意見交換、啓発ツール等を検討します。また、市内の民間事業者に向けて、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や障害のある人への合理的配慮の提供について周知し、建設的な対話を促します
障害者相談支援事業	基幹相談支援センターと連携した相談支援体制を構築し、障害特性に応じた専門的かつ地域に根差した相談支援を実施します。
障害者等地域自立支援協議会運営	相談支援機能の向上のため、地域の課題を共有し、課題解決に向けて協議します。

協働により推進したい取組

- 合理的配慮の提供や相談支援のネットワークに関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 4 障害者サービスの充実

施策 12 障害者の地域生活支援

めざす姿(施策の目的)

障害のある人の地域生活を支えるサービスの充実や支援体制の整備がなされており、誰もが住み慣れた地域で安心して自立した暮らしができています。

現状と課題

市内の障害に関する手帳所持者数は増加傾向にあり、障害福祉サービスの実績も増加しています。今後も増加が見込まれるため、必要とするサービスを利用できるよう、障害特性や希望を踏まえたサービス提供体制の充実に努めるとともに、地域生活の基盤となるグループホームの整備・充実や、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助の利用促進を図ることが求められています。また、障害のある人が住まいを借りやすくなるような仕組みの検討や、それぞれの支援を担う機関が役割分担の上で有機的に連携し、障害のある人が住み慣れた地域で暮らせる体制づくりを進める必要があります。

施策の方向性

- 障害者総合支援法に基づく障害者福祉サービスを提供するとともに、グループホームの整備や入院・入所している人の地域移行・地域定着への支援を行います。
- 障害のある人の高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会や場、緊急時対応等の機能を支援機関とサービス提供事業所等との連携・協働により担う、地域生活支援拠点等を運営するとともに、機能の充実を図ります。

指標

指標名	現状値 (R2)	目標値 (R7)	指標の説明
入院(所)中の精神科病院や福祉施設から地域生活へ移行した障害者の人数	8人	18人	入院(所)中の精神科病院や福祉施設から地域生活へ移行した障害者の数です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
自立支援給付等事業	障害のある人が社会生活を営む上で必要とする介護サービス、心身の機能回復訓練、就労のための技能習得訓練等のサービスや、障害を軽減するための医療及び補装具費に関する給付を行います。
地域生活支援事業	障害者総合支援法に基づいた地域生活支援事業として、手話通訳者、要約筆記者の派遣、外出のための支援、日常生活用具の給付等を行います。
地域生活支援拠点等の運営	相談、体験の機会や場の提供、緊急時の対応、専門性の確保、地域の体制づくり等の機能を既存の支援機関、施設、障害福祉サービス提供事業所等が分担して担う面的整備型の地域生活支援拠点等を運営します。

協働により推進したい取組

- 関係者が情報共有や連携を図ることができる包括的なシステムの構築に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 4 障害者サービスの充実

施策 13 障害児への支援の充実

めざす姿(施策の目的)

障害のある児童が必要とするサービスの提供とライフステージを見通した切れ目のない支援を受けており、心身ともに健やかに成長・発達しています。

現状と課題

子ども発達支援センターにおいて、未就学児を対象に日常生活における基本動作の習得や、集団生活への適応訓練等の療育支援を実施するほか、相談支援、家族・地域支援を行っています。

しかしながら、社会全体で発達に関する意識が高まるとともに、子どもの発達の遅れに関する不安を抱える家族が増えており、その需要に対して十分に対応できる体制整備が求められます。

また、看護師等が配置されているなど、医療的ケア児が安心して安全に利用できる社会資源が全体的に不足しているため、保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図ることで、医療的ケア児が心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが求められています。

施策の方向性

- 児童福祉法に基づく障害児通所支援等のサービスを提供します。
- 関係機関との連携・協働を図りながら、障害の早期把握・早期対応を進めるとともに、障害の状況に応じた切れ目のない支援体制の整備と充実を図ります。さらに、医療的ケアを必要とする児童を支援するための体制の整備を進めます。

指標

指標名	現状値 (R2)	目標値 (R7)	指標の説明
発達相談の新規利用者数(人)	197	300	発達相談のインターク件数。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
児童発達支援事業	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保や充実を図ります。
福祉型児童発達支援センターの整備及び運営	日常生活における基本的動作、必要な知識や技能、集団生活への適応のための訓練等及び相談支援、家族・地域支援を行う児童発達支援に関する中核施設を整備・運営します。
医療的ケア児支援推進事業	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の連携強化を図るほか、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置等により、関連分野の支援調整を行います。

協働により推進したい取組

- 「ちゅうファイル(支援ファイル)」の活用による継続した支援に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 5 社会保障制度の充実

施策 14 高齢者医療制度の普及と推進

めざす姿(施策の目的)

健康寿命の延伸に伴い、元気でいきいきとした後期高齢者が増えていきます。また、後期高齢者医療制度の安定的な運営により、病気やけがなどをした際には、誰もが安心して最適な医療を受けることができます。

現状と課題

今後、団塊の世代が後期高齢者となることにより、被保険者数の急増が見込まれる中、誰もが安心して医療を受けられるよう、後期高齢者医療制度を持続可能なものにすることが必要です。このため、人生100年時代を見据え、高齢者の健康増進・健康維持に向けたきめ細やかな対応や、保険料の確実な収納、~~や~~医療費の適正化に係る情報提供など、制度の安定的な運営に資する取組の着実な推進が求められています。

施策の方向性

- 制度の実施主体である東京都後期高齢者医療広域連合との密接な連携により、制度内容の周知をはじめ、各種手続きの受付や保険料徴収、さらには健康診査とその結果を基に必要な支援につなげ、フレイル予防の取組を実施するなど、制度運営の安定化や医療費の適正化を図ります。

指標

指標名	現状値 (R2)	目標値 (R7)	指標の説明
後期高齢者医療保険料収納率	99.50%	99.75%	後期高齢者医療保険料調定額に対する収入額の割合です。
後期高齢者医療健康診査受診率	62.14%	68.39%	後期高齢者医療健康診査対象者に対する受診者の割合です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
後期高齢者医療保険料徴収事業	後期高齢者医療被保険者から、特別徴収・普通徴収により保険料を徴収します。
後期高齢者医療制度運営費負担事業	後期高齢者医療制度の安定した制度運営に寄与するため、東京都後期高齢者広域連合の運営費を負担します。
後期高齢者健康診査事業	後期高齢者医療被保険者の健康づくりと医療費の適正化のため、東京都後期高齢者医療広域連合から委託を受けて健康診査を実施します。

協働により推進したい取組

- ジェネリック医薬品への切り替えといった医療費の適正化や、フレイル予防といった健康寿命の延伸に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 5 社会保障制度の充実

施策 15 国民健康保険の運営

めざす姿(施策の目的)

市民の健康意識が高まっており、一人ひとりが健康の保持・増進や疾病の予防・早期発見などに努めるとともに、国民健康保険制度の安定的な運営により、誰もが必要な時に適切な医療を受けることができています。

現状と課題

国民健康保険制度は、平成30年度から財政の安定や効率的な事業運営を目的として、都道府県と市区町村が共同して運営を行うようになりました。本市においては、東京都が算出した標準保険料(税)率と、本市の保険税率とが乖離していることから、赤字を補填している一般会計からの繰入金は、他市と比べて被保険者一人当たりの額が多くなっています。このことから、財政健全化等への更なる取組が求められています。

財政健全化に向けた取組として、計画的な保険税率の見直しとともに、新たな収納方法の検討等、納付環境の整備や適正な滞納処分など、税収の確保並びに収納率の維持・向上のための取組が求められています。また、特定健康診査等の実施により生活習慣病の予防・早期発見に努めるとともに、その他の医療費適正化に向けた事業を計画的に展開していますが、今後は健診の更なる受診率向上に向けた取組も求められています。

施策の方向性

- 納付しやすい環境づくりや滞納整理の強化などによる税収確保に努めるとともに、特定健康診査や特定保健指導などの保健事業の普及啓発方法の見直しを図り、受診率の向上にも努めるなど、被保険者の健康保持・増進と合わせて将来的な医療費の適正化にも取り組むことで、安定した国民健康保険制度の運営を目指します。

指標

指標名	現状値 (R2)	目標値 (R7)	指標の説明
国民健康保険税収納率	84.6%	令和3年中に納税課にて目標値を設定予定です。	国民健康保険税額調定額(現年課税分・滞納繰越分の合計)に対する収入額の割合です。
特定健康診査受診率	47.8%	60%	特定健康診査対象者に対する受診者の割合です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
国民健康保険運営事務	制度を安定的に運営するため、適切な資格管理による課税を行うほか、納付環境の整備等により収納率の向上を図ります。
国民健康保険保健事業事務	特定健康診査や特定保健指導、糖尿病性腎症重症化予防事業などを実施します。

協働により推進したい取組

- 健康の保持・増進や疾病の予防・早期発見に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

標準保険料率とは、東京都が国民健康保険法に基づき、法定外一般会計繰入(赤字補填)を行わないことを前提として、算出した保険料(税)率の標準的な水準を表しているものです。各市区町村は、標準保険料率を参考に実際の保険料(税)率を決定するとされています。

基本施策 5 社会保障制度の充実

施策 16 国民年金の普及

めざす姿(施策の目的)

若者から高齢者まで、全ての市民が公的年金制度を正しく理解して年金保険料を納付し、受給要件を満たすと、老後や障害者となった際に~~様~~支給される年金などにより安定した生活基盤を築いています。

現状と課題

年金制度の仕組みは複雑でわかりにくい面があるため、正しい知識と理解が深まるよう普及・啓発に努めるとともに、市民の身近な窓口として、年金事務所との連携・協力による相談業務、丁寧な利用案内や手続の簡素化などに取り組むことが必要です。また、年金制度を将来にわたり維持・運営していくため、未加入者や保険料未納の被保険者を減らす、なくしていくための取組も求められています。

施策の方向性

- 国民年金(公的年金制度の趣旨)の普及・啓発に向け、パンフレット、広報紙及びホームページなどを活用し、周知や加入促進などに努めるとともに、市民にとって最も身近な窓口として丁寧な相談業務を行うほか、市で行える手続と年金事務所(日本年金機構)でしか手続できない業務についてのわかりやすい案内などに努めます。

指標

指標名	現状値 (R2)	目標値 (R7)	指標の説明
国民年金保険料の納付率	68.4%	70.5%	国民年金第1号被保険者の納付対象月数に占める納付実施月数の割合です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
国民年金の手続	市民にとって身近な窓口として、国民年金業務を遂行し、年金事務所で行っていただく手続と市でできる手続をわかりやすく案内し、スムーズな手続に努める。
国民年金の普及・啓発	年金制度をわかりやすく、正しく理解できるように案内するとともに、年金制度への未加入や年金保険料が未納にならないように普及・啓発に努める。

協働により推進したい取組

- 年金制度(仕組み)の正しい知識や理解の普及・啓発に関すること。

SDGsとの関連

なし

基本施策 5 社会保障制度の充実

施策 17 介護保険制度の円滑な運営

めざす姿(施策の目的)

高齢者が必要な介護保険サービスを適切に利用できており、自身の尊厳を保持しつつ、有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができます。

現状と課題

高齢化の進展による介護サービス量の増加に伴い、給付費が伸び続けていることから、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年に向けて、制度を持続させるための取組を強化することが求められています。

施策の方向性

- 給付適正化事業などの保険者機能の強化を進めつつ、サービス基盤の整備を図ることにより、介護の必要な方に適正なサービスが提供できるように、介護保険の円滑な運営を進めます。
- 新たな人材確保につなげる取組や人材育成のための専門研修、人材の定着化を図るための取組などを実施し、多様化する高齢者の介護・福祉ニーズに対応します。

指標

指標名	現状値 (R2)	目標値 (R7)	指標の説明
前期高齢者の要介護認定率	4.7%	4.6%	65歳から74歳までの要介護(支援)認定者の割合です。
介護サービスの認知度	39.8%	66.4%	介護サービスの各内容について知っている市民の割合です。
介護保険の軽度者が重度化する割合	33.1%	30%	介護認定の更新申請の結果、前回の介護度よりも重度化している人の割合です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
介護保険サービス事業者の感染症対策の推進	介護サービス事業所で感染症が発生した場合、国や都から示されている留意すべき対策などについて情報提供します。また、感染症対策に関する事業者からの相談に応じるとともに、保健所や関係課と連携して感染拡大防止についての助言を行います。
介護保険給付適正化事業	介護サービスを必要とする人を適切に認定した上で、利用者が必要とするサービスを介護サービス事業者等が適正に提供するよう努めます。

協働により推進したい取組

- 介護保険制度の内容や介護方法などについての理解・普及や、災害時や感染症対策などに必要となる高齢者への支援に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 6 生活の安定の確保

施策 18 低所得者の自立支援

■めざす姿(施策の目的)

経済的に困窮する市民が自身の状況に応じた支援や情報につながるができる相談体制等が整備されており、生活保護制度を含めた様々な施策によってその困窮状態が解消されています。

■現状と課題

平成27年度から始まった生活困窮者自立支援制度で定められた全ての事業を実施し、複雑化・多様化する課題に対し「断らない相談窓口」として、生活保護を受給する手前の段階で包括的に相談を受け、支援できる体制を整備しています。また、子どもの学習・生活支援事業を実施し、貧困の連鎖の防止にも努めていますが、社会的に孤立した困窮状態にある方をいかに把握し、早期の支援につなげていくかが課題となっています。また、生活保護受給世帯の経済的自立に向けて、ハローワークとの協働による「就労支援コーナーふちゅう」を開設していますが、就労が決定した人を増やすことに加え、就労後に離職しないようフォローすることが求められています。

■施策の方向性

- 生活援護課の「断らない相談窓口」について徹底するとともに、相談者に対するきめ細やかな支援を継続して行います。また、地域の関係機関や関係団体との連携により、潜在的に困窮状態にある方が生活保護等の必要となる支援につながるような取組を展開します。
- 早期に離職することなく、安定した就労を継続できるよう支援するとともに、特に1人では就労に結び付かない人には、本人の生活環境の整備や、本人の希望や特性に合った就労支援を実施するなど、誰もが社会とつながり、孤立することのないよう関わっていきます。

■指標

指標名	現状値 (R2)	目標値 (R7)	指標の説明
生活困窮者自立支援に関わる新規相談件数	1,243件	715件	平成27年法施行後から令和元年まで、新規相談件数は毎年600件前後となっています。R2はコロナ禍の影響で約2倍に増加していますが、R7はコロナ禍終息後を考慮しての件数です。

生活保護受給者の就労決定数	39件	65件	生活保護受給者に就労支援を実施した結果、就労が決定した件数です。
生活保護受給者の就労定着率	76.7%	90%	生活保護受給者が就職決定後、3か月以上就労を継続した割合です。

■主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
生活困窮者自立支援事業	地域福祉コーディネーターやわがまち支えあい協議会などと連携し、地域で孤立している人や潜在的な困窮状態の方を早期の支援につなぎます。また、支援に際しては、複合的な課題を抱えた方に対して包括的な支援を実施します。
生活保護受給者自立支援事業	生活保護受給者の経済的自立に向けて、一人ひとりの状況に合わせた就労支援を実施します。また、就労決定後の定着支援にも注力するとともに、就労以外の各種支援も実施することにより、社会的自立の促進と社会的孤立の防止を目指します。

■協働により推進したい取組

- 地域の中で孤立し、困難を抱える人の把握や早期支援のほか、低所得者や要支援者の支援に係る多様な働き方に関すること。

■SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
○	○								○
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 6 生活の安定の確保

施策 19 住宅セーフティネット制度の推進

めざす姿(施策の目的)

高齢者や低所得者等の住宅の確保に特に配慮を要する方に、公的住宅に加え、民間の空き家・空き室を活用した居住支援が行われており、誰もが安心して暮らすことができます。

現状と課題

住宅セーフティネットの根幹は市営住宅等の公的住宅であるものの、将来的な人口減少が見込まれる中、公的住宅を増やすことは現実的ではなく、今後ますます増加する空き家や民間賃貸住宅の空き室を活用することが求められています。しかし、高齢者や低所得者等の住宅確保要配慮者が賃貸人から入居を拒まれる事例が発生しているため、早期に体制・制度を整えることが必要です。

施策の方向性

- 市営住宅等の公的住宅を適切に管理するとともに、民間の空き家・空き室の有効活用を図ることにより、住宅セーフティネット制度を強化・推進していきます。

指標

指標名	現状値 (R2)	目標値 (R7)	指標の説明
住宅セーフティネット制度における住宅確保要配慮者の住替え割合	64.6%	70%	相談件数に対し、住替えが決定した割合。なお、相談件数等は住宅課と高齢者支援課の合算。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
市営住宅管理運営事業	安全で快適な市営住宅を将来にわたって維持していくため、修繕、各種委託、整備工事を計画的に実施します。
居住支援事業	高齢者等の住宅確保要配慮者の居住支援を行うため、相談窓口を設置するとともに、民間賃貸住宅を安定して供給できる仕組みを整備していきます。

協働により推進したい取組

- 住宅確保要配慮者の居住支援に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 7 共に生きるまちづくりの推進

施策 20 つながり支え合う地域づくり

めざす姿(施策の目的)

地域において福祉課題に関する相談を受け止め、支援する環境が整備されており、地域住民が日頃から互いに関心を持ち、つながり合いながら、それぞれが主体的に課題を抽出した上で解決に向けて取り組んでいます。

現状と課題

少子高齢化や人口減少の進展により、福祉分野に限らず様々な分野で地域社会の担い手が減少しているとともに、人間関係の希薄化を背景とした「社会的孤立」や「制度の狭間」の問題等が表面化しています。そのため、従来の公的な福祉サービスを充実させるだけでなく、多様な福祉課題を抱えた個人や世帯に対し、福祉施策の横断的な連携による切れ目のない支援を行うことが必要です。このため、行政や民生委員等の福祉関係者だけでなく、住民をはじめとした地域の多様な活動主体が参画する支え合いの仕組みづくりを行い、総合的かつ包括的な相談体制を充実させていくことが求められています。

施策の方向性

- 文化センター圏域を基礎とした11の福祉エリアを設定した上で、地域の生活課題について分野を超えて総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う包括的な相談支援体制をエリアごとに整備します。
- 福祉エリアにおいて、住民が抱える様々な困りごと及び生活課題について、地域の多様な主体が協働・連携して解決していく体制の構築を進めるための取組を、市と社会福祉協議会が連携し、地域福祉コーディネーターが支援することで、住民主体の地域課題解決の体制づくりを強化します。
- 複合化・複雑化した課題に対応するため、総合相談窓口を整備するとともに、関係機関との連携による包括的・継続的な支援を図ります。また、地域福祉コーディネーターが関係機関等の調整を図ります。

指標

指標名	現状値 (R2)	目標値 (R7)	指標の説明
困りごと相談会での相談件数	530件 (214回実施。コロナにより、58回中止。参考：令和元年度233回、577件)	1,030件	地域福祉コーディネーターが実施する困りごと相談会での延べ相談件数です。
わがまち支えあい協議会による地域活動回数	780回 (コロナにより、195回中止。参考：令和元年度1,174回)	1,614回	社会福祉協議会が運営を支援しているわがまち支えあい協議会による地域での活動の延べ回数です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
地域福祉コーディネーター事業	身近な地域における相談機能を強化するため、各福祉エリアに地域福祉コーディネーターを配置し、困りごと相談会を実施するとともに、地域の多様な主体が連携して地域課題の解決に取り組むための調整を図ります。
社会福祉協議会支援事業	本市における地域福祉事業を担う中核組織として、市民が相互に支え合うまちづくりを実現するための事業を行っている、社会福祉協議会へ補助金を交付するなど、地域福祉の更なる推進を図ります。

協働により推進したい取組

- 地域における助け合い、支え合いの仕組みづくりに関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 7 共に生きるまちづくりの推進

施策 21 安心して生活できる福祉環境の整備

めざす姿(施策の目的)

高齢者、障害者、子ども、外国人などを含めた全ての人にとって、安心して住みやすいまち、訪れやすいまちになっています。

現状と課題

少子高齢化が進展し、将来的に生活を送る上で何らかの支援が必要となる高齢者の増加が見込まれる中、高齢者だけでなく障害者や妊婦、子ども連れの方など、全ての人々の社会生活においてバリアとなるものを除去するとともに、新たなバリアを作らない、~~いわゆる~~バリアフリーとユニバーサルデザインの理念に基づく取組を更に推進することが必要です。また、認知症や障害などによって物事を判断する能力が不十分な方が地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度の利用を促進することに加え、利用者が安心して福祉サービスを受けることができるよう、福祉サービスの提供体制の確保や質の向上を図ることなどが求められています。

施策の方向性

- 高齢者や障害者を含めた全ての人がいきいきと快適に暮らし、又は安心して訪れることができるまちづくりを実現するため、バリアフリー及びユニバーサルデザインを推進します。
- 社会福祉協議会、法律関係専門職、福祉関係者、医療関係者等の連携強化を図り、権利擁護支援が必要な人が成年後見制度を安心して利用できる体制を整備します。
- 福祉サービス提供事業者への運営指導や支援を通して、サービスの質の向上を図ります。また、事業者自らのサービスの質の向上と透明性の確保に向けた取組みを支援することで、利用者が安心してサービスを利用できるような体制を推進します。

指標

指標名	現状値 (R2)	目標値 (R7)	指標の説明
心のバリアフリーの認知度	24%	45%	市民意識調査により把握します。
権利擁護センターふちゅうにおける成年後見制度に係る相談件数	895件	980件	成年後見制度の仕組みや概要等を説明し、成年後見制度の活用につなげます。

福祉サービス第三者 評価受審費助成数	22 事業所	33 事業所	福祉サービス第三者 評価受審費を助成し た市内福祉事業所の 数です。
-----------------------	--------	--------	---

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
福祉のまちづくり推進事業 (福祉のまちづくり環境整備助成事業)	バリアフリー整備基準の徹底を図るため、建築事業者に対する着工前の事前協議及び指導を実施するとともに、既存建物のバリアフリー化を促進するため、福祉のまちづくり環境整備費の助成を行うほか、バリアフリー及びユニバーサルデザインの普及啓発を行います。
権利擁護センター事業	権利擁護センターふちゅうの機能を強化し、成年後見制度の利用促進・普及啓発を図ります。また、市民後見人養成のための講習を実施するとともに、後見人同士の情報交換会の実施など、後見人の円滑な後見活動のための支援を行います。
福祉サービス第三者評価 受審助成事業	福祉サービス事業者のサービス向上と利用者への情報開示を促進するため、事業者に対し福祉サービス第三者評価制度の周知と受審費用の助成を行い、制度の普及啓発を図ります。

協働により推進したい取組

- ソフト及びハードの両面におけるバリアフリーとユニバーサルデザインの普及啓発や推進に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策1 緑と生きものを育むまちづくりの推進

施策 22 生物多様性の保護と回復

めざす姿(施策の目的)

自然と人間が調和し、生物多様性による日々の恵みを受け続けることができる、自然と共生した社会の実現のためには、生きものとその生息環境を守る行動を起こさなければならないことを全ての市民が理解し、環境保全に係る取組を行っています。

現状と課題

浅間山、武蔵台緑地、府中崖線や多摩川などの豊かな自然に恵まれ、貴重な生態系が残されていますが、身近な自然環境の一部は開発等の人間活動により失われつつあります。また、生物多様性に関する認知度はいまだに低い状況にあるため、市民一人ひとりにその意義や現状を理解してもらうことが必要です。その上で、様々な環境保全活動について、幅広い年齢層の市民が個人的あるいは組織的に参加しやすい仕組みが確立され、自然や生態系の保護・回復に係る具体的な取組が日常生活を含むあらゆる社会経済活動の中で展開されていることが求められます。

施策の方向性

- 市民、教育・研究機関、事業者、行政等の多様な主体が連携を深めながら、生物多様性に係る行動を始めるきっかけとなる普及啓発活動を効果的な手法により積極的に展開します。
- 市民と環境保全活動のつながりを生み出す仕組みづくりを推進するとともに、個々の活動が科学的知見に基づいた有効な手法により継続的に実行されていくための支援を行います。また、小中学生を中心とした若年層を次世代の担い手として育成するための環境教育を推進します。

指標

指標名	現状値 (R2)	目標値 (R7)	指標の説明
生物多様性の意味を知っている市民の割合	33.7%	37%	市民意識調査により把握します。
小中学生に対する自然環境教育の実施件数	14回 (R1)	20回	総合学習支援、水辺の楽校事業、親子自然体験イベントなどの実施件数です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
生物多様性地域戦略推進事業	イベントの開催など、生物多様性の理解につながる普及啓発を行います。 生物多様性の保全と持続的な利用につながる行動を市民が日常的に実践していくための情報発信を充実させます。
自然環境保全活動促進事業	市民が気軽に取組を始められる環境や、市民、環境保全活動団体、自治会、教育・研究機関(学生)、行政などの各主体がつながり、相互に活動の担い手を供給する環境を創出します。 小中学校と連携し、次世代の担い手の育成を主眼とした環境教育の充実を図ります。

協働により推進したい取組

- 多岐にわたる生物多様性に係る活動の実施や活動団体における次世代の担い手の育成に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策1 緑と生きものを育むまちづくりの推進

施策 23 公園緑地等の活用促進

めざす姿(施策の目的)

多様なニーズに対応した公園が安心・安全に利用できる環境が整っており、様々な主体が協働しながら緑のまちづくりに取り組んでいます。

現状と課題

水と緑のネットワークの形成の考え方にに基づき、市立公園の面積を増やすなど、緑の量的な拡充に努めるとともに、質の向上を目指すこととして緑のまちづくりを進めてきました。今後は、緑の保全に加え、世代間の交流が生まれる憩いの空間、市民の健康づくりや防災・減災に役立つ空間など公園における機能の充実化や、誰もが快適に利用できるような維持管理に取り組むことが必要です。

施策の方向性

- ニーズに即した公園施設の整備を推進するとともに、安全・安心に利用してもらえるように適切な維持管理を行います。
- 緑を育て、緑に育てられる「緑育」のまちづくりの観点を踏まえ、市民や事業者など様々な主体との協働による公園の管理運営の取組を広く展開します。

指標

指標名	現状値 (R2)	目標値 (R7)	指標の説明
公園や都市緑化で緑あふれるまちとしての市民満足度	68.9%	75.1%	市民意識調査により把握します。
インフラ管理ボランティアの長期登録者数	38団体	46団体	ボランティア登録の団体数により把握します。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
公園緑地等維持管理事業	公園、緑地等が快適に利用できるよう適切に維持管理を行います。 官民連携手法の導入を検討し、適切な手法による維持管理を進めます。
公園緑地等整備事業	公園緑地等の改修、公園施設の更新など、公園に係る整備を行います。

協働により推進したい取組

- より快適に利用できるための公園の維持管理に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

緑の基本計画 2020 において設定した造語で、人と緑の間には「生かし」「生かされる」、「育て」「育てられる」という密接な関係があり、こうした人と緑の関係のことです。

基本施策2 生活環境の保全・向上

施策 24 環境に配慮した活動の促進

■めざす姿(施策の目的)

環境パートナーシップによって市民・事業者・行政が環境に係る情報の交換と共有を行い、環境に配慮した行動を実践しています。また、2050年までに温室効果ガスの排出を全体として実質ゼロとすることを目指し、持続可能なまちとして再生可能エネルギーや自立分散型エネルギーが普及、拡大しています。

■現状と課題

環境パートナーシップの構築が十分にできていないため、環境保全活動センターが中心となり、地域で環境活動の中心となるリーダーを養成し、活動の裾野を広げるとともに、環境保全活動センター自体もその機能を十分に発揮できるよう、体制や活動拠点の見直しが必要です。また、国や東京都は2050年までに温室効果ガスの排出を全体として実質ゼロとすることを宣言し、高い目標を設定しているため、市としてもコスト面も含めた検討や抜本的な対応が求められています。

■施策の方向性

- 環境保全活動センターが中心となり、市民・事業者・行政の環境パートナーシップを発展させ、市民一人ひとりが地球温暖化対策や環境配慮行動を行います。
- 再生可能エネルギー、自立分散型エネルギーをはじめとしたクリーンエネルギーの利用促進や、グリーン購入及び省エネルギー活動の普及・啓発により、市民が負担なく環境にやさしい生活スタイルへ転換できるよう支援します。また、公共施設の新築・改修の際には省エネルギー機器の導入及び災害に対する強靱性化(レジリエンス)機能向上のため自立分散型エネルギーの利用促進を図ります。

■指標

指標名	現状値 (R2)	目標値 (R7)	指標の説明
かんきょう塾に参加した人数	延べ71人	延べ180人	1回20人×9回を目指します。
二酸化炭素排出量	1,005t-CO ₂ (H29)	減少	本市における年間の二酸化炭素排出量です。

改築される小・中学校への太陽光発電システム等の設置割合	— (R2は改築無)	100%	今後、改築が行われる市立小・中学校に太陽光発電設備や蓄電池システムが設置される割合です。
-----------------------------	---------------	------	--

■主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
環境保全活動事業	市民・事業者・学校等と連携し、環境まつり等の環境啓発イベントを実施するとともに、広く環境学習に係る交流や活動の機会となる場を提供します。
環境マネジメントシステム運営事業	法令及び東京都条例に基づく届出を毎年提出し、法令を遵守します。また、公共施設において省エネ診断を活用するなど、エネルギー使用量を計画的に削減します。
地球温暖化対策事業	公共施設の改築・大規模修繕の際には太陽光発電システムや蓄電池システムなど環境に配慮した設備を導入します。また、姉妹都市である長野県佐久穂町の町有林整備におけるCO ₂ の吸収分と、本市から排出されるゴミ袋の焼却をはじめとする市民生活から発生するCO ₂ の一部との相殺を図り、地球温暖化を防止します。

■協働により推進したい取組

- 環境について考えたり知ったりする講座の企画・運営や、環境に配慮した活動に関すること。

■SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
						○			
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			
		○							

基本施策 2 生活環境の保全・向上

施策 25 まちの環境美化の推進

めざす姿(施策の目的)

全ての市民が高い美化意識を持つことにより、美しく快適な環境が維持されています。また、所有者や管理者による空き家の適正管理により、安全・安心な生活環境が確保されています。

現状と課題

啓発等により市民の環境美化意識の向上が図られている一方、依然として路上喫煙やポイ捨て行為、ペットのふん尿放置等への苦情・相談が寄せられている状況のため、マナー向上に向けたより一層の啓発が必要です。また、本市が把握している管理不全の空き家について、継続的に調査した上で、解決に向けた取組を進めていますが、未解決件数はおおむね横ばいであることから、今後も継続的な調査と取組が求められます。

施策の方向性

- 環境美化の啓発活動や環境美化推進地区における美化活動の推進等により市民の美化意識の向上を図るとともに、ごみ袋の配布や回収を通じて自治会や事業者における自主的な清掃活動を支援するほか、害虫や飼い主のいない猫など、様々な生活環境問題への対策を講じます。について現状を検証のうえ、効果的なまち美化を推進する制度の充実を図ります。
- 所有者等による空き家の適正管理を促進するとともに、行政・地域・関係団体の連携・協働により問題解決を図っていきます。

指標

指標名	現状値 (R2)	目標値 (R7)	指標の説明
自主的な清掃活動への参加団体数	43 団体	70 団体	市民・事業者が地域で行う自主的な清掃活動の参加団体数です。

多摩川清掃市民運動の参加者数	3,188人 (R1)	4,000人	多摩川清掃市民運動の参加者数です。
未解決の荒廃した空き家の件数	110件	80件	市民から管理の行き届いていない空き家の相談を受けた中で、所有者に連絡がつかない等の理由で未解決となっているものの件数です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
環境美化推進事業	啓発活動により、環境美化活動を実施する地域を増やします。また、自主清掃の参加者を増やすための取組を進めます。
市民清掃活動事業	市民が参加しやすい仕組みづくりや、市内を拠点とするトップチーム等との連携を深め、多摩川清掃市民運動をより魅力的な事業にしていきます。
空き家・空き地等対策事業	空き家・空き地の現況を把握した上で、所有者や管理者への適正な管理指導を行うとともに、空き家の解消や発生予防のため、関係機関との協働により、空き家の流通の促進や利活用に向けた検討を行います。

協働により推進したい取組

- 環境美化活動をはじめ、空き家や害虫、飼い主のいない猫など、様々な生活環境問題への対応に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 2 生活環境の保全・向上

施策 27 斎場・墓地の管理運営

めざす姿(施策の目的)

府中の森市民聖苑が安定的かつ効率的に運営され、利用される市民の希望に沿った形で葬儀等を行うことができます。また、稲城・府中メモリアルパークが効率的に運営され、安定的かつ持続性の高い公営墓地として管理されています。

現状と課題

府中の森市民聖苑は、火葬件数が増加している一方、葬儀については多様化・簡略化傾向が進んでいることから、ニーズに応じた運営のほか、経年劣化への対応の機会を捉え、ニーズの変化を踏まえた施設改修を行うことが求められます。また、稲城市と共同で設立した稲城・府中墓苑組合が平成27年9月から稲城・府中メモリアルパークの管理運営を行っていますが、墓地の募集に対する応募数が年々減少しているため、PR方法や募集方法、墓地供給計画の見直しについて検討が必要です。

施策の方向性

- 葬儀等の多様化や簡略化に対応できる施設運営や施設改修を行い、安定的なサービスの提供を図ります。
- 稲城・府中墓苑組合と連携して、稲城・府中メモリアルパークの安定的かつ効率的な管理運営を行うとともに、PR方法や募集方法を含めた墓地の供給について見直しを図ります。

指標

指標名	現状値 (R2)	目標値 (R7)	指標の説明
斎場平均待ち日数	2.9日	2.1日	予約日から通夜の前日までの年間を通じての斎場の平均待ち日数です。
墓地の供給率	芝生墓地 58.3% 普通墓地 87.8% 合葬式墓地 32.2% 樹林式墓地 50.0%	芝生墓地 76.7% 普通墓地 100% 合葬式墓地 50.1% 樹林式墓地 100%	各種墓地の供給率です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
府中の森市民聖苑管理運営事業 (府中の森市民聖苑整備事業)	府中の森市民聖苑を安定的かつ効率的に運営するために、施設の適正な維持管理及び運営を行います。また、老朽化に伴う施設改修に合わせて、ニーズの把握やより効率的かつ効果的な運営方法の検討を行います。
公営 稲城・府中メモリアルパーク管理運営事業	稲城・府中墓苑組合を主体として、稲城・府中メモリアルパークの安定的かつ効率的な持続可能な管理運営を行います。また、墓地の安定的な供給に向け、PR方法、募集方法及び墓地供給計画の見直しを行います。

協働により推進したい取組

なし

SDGsとの関連

なし

基本施策 3 循環型社会形成の推進

施策 28 ごみの発生抑制・循環的な利用の促進

めざす姿(施策の目的)

市民一人ひとりに「もったいない」という意識が浸透し、ごみの発生抑制が習慣化されています。また、製品の製造から廃棄に至る過程において事業者・市民・市が再利用や再資源化に努め、循環型社会が形成されています。

現状と課題

市民一人当たりのごみ量は、近年横ばい状態でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大などから、生活様式の変容を受けて増加していることに加え、中国など外国政府による廃棄物の輸入規制などの社会情勢の影響もあり、限りある資源の有効的な活用に向け、施策を効果的に展開することが必要です。無駄なごみの量をできるだけ少なくするリデュース(発生抑制)、一度使ったものをごみにしないで何度も使うリユース(再使用)、それでも出てくる使い終わったものをもう一度資源に戻して製品にするリサイクル(再生利用)をより一層推進することが求められます。

施策の方向性

- 食品ロス対策や生ごみの水切りの取組を呼び掛け、発生量が最も多い燃やすごみのうち、半数を占める食品廃棄物の減容・減量に努めます。
- 再利用が可能な物はごみとして排出する前に他者へ譲ってもらう取組を進め、再利用が難しい資源物については、分別の徹底を図り、再生利用に向け、集団回収や店頭回収、小型家電回収などの利用につなげる取組を進めます。

指標

指標名	現状値 (R2)	目標値 (R7)	指標の説明
市民1人1日当たりの燃やすごみ排出量	396.3g	356.8g	燃やすごみを市民1人1日当たりに換算した数値です。
市民1人当たりの年間粗大ごみ排出量	10.17kg	7.46kg	粗大ごみの年間排出量を市民1人当たりに換算した数値です。

総資源化率	多摩地域6位	多摩地域1位	資源物収集及び中間処理により選別された資源物の資源化量と集団回収量の合計を、総ごみ量と集団回収量の合計で除した数値の多摩地域での順位です。
-------	--------	--------	---

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
ごみ減量運動啓発事業	実際にごみを排出する市民・事業者へ、主に食品ロス削減を目指した啓発や、リユースを推進する情報発信などを積極的に行います。
ごみ減量推進事業	集団回収制度の維持及び利用を推進することで資源物のリサイクルを促進し、資源物の行政収集にかかる負担軽減を目指します。
リサイクル推進事業	行政収集に排出されたごみ・資源物の再生利用や資源化を推進し、資源化率の向上を目指します。

協働により推進したい取組

- ごみの減量と循環型社会の形成に向けた普及啓発や関連する取組、生活様式への転換に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 3 循環型社会形成の推進

施策 29 継続的・安定的なごみの適正処理の確保

めざす姿(施策の目的)

ごみの収集運搬、中間処理、最終処分の各段階において、適正な処理を行うことで、環境への負荷を最小限にとどめ、安全かつ衛生的な生活環境が確保されています。

現状と課題

焼却灰を再利用するエコセメント化事業の実施や、不燃残さのガス化事業などにより資源化を図ることで、最終処分場での埋立処分量はゼロとなっていますが、エコセメント化施設の老朽化が進んでいることから、埋立処分量ゼロの維持を図ることが必要です。また、中間処理施設である府中市リサイクルプラザの老朽化も進んでいるため、継続的かつ安定的にごみを適正処理できる環境を整えるとともに、地球規模での環境汚染が懸念されているプラスチックごみ問題に対応するため、プラスチック資源循環法を踏まえ整備事業を展開することが求められます。

施策の方向性

- ごみの収集運搬を適正に行い、各中間処理施設での適正処理につなげるとともに、それらの施設を計画的に運営し、安定的な稼働に努めます。なお、府中市リサイクルプラザにおいては老朽化対策として計画的な整備を進めます。
- 最終処分場を管理運営する東京たま広域資源循環組合の構成自治体の一員として、埋立処分量ゼロを維持し、最終処分場の延命化に貢献します。

指標

指標名	現状値 (R2)	目標値 (R7)	指標の説明
市民1人当たりの収集後資源化量	73.2g	75.6g	リサイクルプラザに搬入されたごみから選別された資源物の量を、市民1人1日当たりに換算した数値です。
最終処分場での埋立処分量	0g	0g	二ツ塚処分場への埋立処分量です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
廃棄物収集運搬事業	排出ルールに基づいて収集し、各中間処理施設に適正に搬入します。
リサイクルプラザ管理運営事業	燃やさないごみや粗大ごみの分別処理を徹底するなど、適正な処理と継続的かつ安定的な施設の管理運営に努めます。また、施設の老朽化に伴い、計画的な整備を進めます。
東京たま広域資源循環組合管理運営事業	構成員である自覚を持って適正な分別を徹底し、埋立処分量ゼロの継続を図ります。

協働により推進したい取組

- ルールを厳守したごみの排出に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 4 交通安全・地域安全の推進

施策 30 交通安全の推進

めざす姿(施策の目的)

自転車駐車場や交通安全施設等が整備され、交通安全のルールや正しいマナーが浸透しており、市民が安心して快適にまちを散策できる環境が確保されています。

現状と課題

駅周辺における自転車駐車場の整備や、継続した放置自転車対策の取組により、放置自転車数は減少していますが、借地に整備された自転車駐車場も多くあるため、恒久的な自転車駐車場の整備を進めることが必要です。また、府中警察署や交通安全活動団体等との協働により啓発活動を実施し、交通事故件数は減少傾向にありますが、本市で発生した交通事故のうち、約4割が関与している自転車への対応など、引き続き、粘り強い交通に関するルールやマナーの啓発と、交通安全灯や道路区画線といった交通安全施設の適正な維持管理が求められます。

施策の方向性

- 自転車駐車場の整備を進めるとともに、放置自転車対策を継続し、市民の良好な生活環境を確保します。
- 自転車駐車場、市営駐車場及び交通安全施設について、適切な維持管理を行い、必要に応じて修繕又は整備を行います。
- 警察署や交通安全関係団体等との更なる協働により、交通に関するルールやマナーへの意識向上に向けた取組を進めます。

指標

指標名	現状値 (R2)	目標値 (R7)	指標の説明
放置自転車数	109台	60台	10月の平日における放置自転車数です。
交通事故発生件数	315 (R1)	288件	市内の交通事故発生件数です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
駅周辺自転車対策事業	各駅周辺に自転車誘導員を配置し、自転車駐車場への駐車を誘導するとともに、放置自転車の撤去を行います。
自転車駐車場管理運営事業	自転車利用者の利便性向上を目的として市立自転車駐車場の業務運営や適切な設備改修等を行います。
交通安全啓発事業	交通安全の普及を図るため、警察や関係団体などと協働により啓発活動を行います。

協働により推進したい取組

- 交通ルールや思いやりのある交通マナーの意識啓発に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 5 災害に強いまちづくりの推進

施策 32 危機管理対策の強化

めざす姿(施策の目的)

市民が避難先の情報緊急事態における知識や緊急事態における知識避難先の情報等についての高い防災意識を持った上で、地域の中で互いに助け合える人間関係を構築するなど、地震災害、風水害による被害を最小限に抑えられる危機管理体制が整っています。

現状と課題

これまでの防災は地震対策が中心でしたが、令和元年東日本台風を経験し、風水害における様々な課題が明らかになるとともに、情報伝達や各避難所との連絡体制といった情報伝達体制における課題が改めて浮き彫りになりました。なつたことから、この教訓を活かして、防災資機材の整備や各種計画・マニュアルの整備など公助の取組を充実させること対策を強化することが必要です。

また、自治会・町会・管理組合等で構成される文化センター圏域自主防災連絡会や地域住民による避難所運営組織を中心に地域防災力の向上を図っていますが、今後はこれらの組織が立ちあがっていない地域における啓発活動を強化するなど、さらに自助・共助の取組を広く展開することが求められます。

施策の方向性

- 地震対策のみならず風水害対策を強化するとともに、災害発生時に市民が多様な手段により正しい情報を取得できるよう、迅速な防災に係る情報伝達の強化を図ります。
- 広報紙の発行や防災出前講座の開催により、災害の種類によって避難先や対象者が異なることや避難所を利用する際の非常持出品に関することなど、市民の災害に対する知識を深め、災害対応力の強化を図ります。
- 文化センター圏域自主防災連絡会の活動を促進し、地域全体の防災意識の向上を図るため、自主防災連絡会が立ちあがっていない地域の組織化を進めるとともに、各地域での自治会の活動や避難所運営協議会の活動を支援します。
- 避難行動要支援者に対する避難支援や福祉避難所の機能強化など、要配慮者に係る対策の強化を図ります。

指標

指標名	現状値 (R2)	目標値 (R7)	指標の説明
日頃から家庭で災害に対する備えをしている市民の割合	70%	85%	市民意識調査により把握します。
災害種別ごとの避難場所を決めている市民の割合		85%	市民意識調査により把握します。
文化センター圏域自主防災連絡会の組織結成数	3団体	11団体	11文化センターの自主防災連絡会の組織化状況です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
防災意識啓発事業	「自主防災ふちゅう」の配布等により市民の防災意識の向上を図るとともに、文化センター圏域自主防災連絡会の活動促進や、まだ組織化されていない圏域における気運醸成を図ります。
防災資材等整備事業	災害時における非常食などの備蓄品を定期的に購入することともに、風水害時に必要となる資機材や感染症対策のための物品を拡充し、災害発生時の態勢を整備します。
地域防災計画策定事業	府中市地域防災計画の修正および当該計画に係る各種マニュアル等を踏まえた事業継続計画の修正を適宜行うとともに、各種訓練の実施により災害対応能力の向上に努めます。

協働により推進したい取組

- 防災対策における自助、共助の取組の強化や、救援活動への協力、救援物資の支援などに関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 5 災害に強いまちづくりの推進

施策 33 消防力の充実

めざす姿(施策の目的)

市民一人ひとりが防火・防災意識を高く持ち、各地域において自主的な活動が行われるとともに、消防施設の適切な維持管理と消防署や消防団の密な連携による取組が展開されるなど消防体制が整っており、市民の被害が最小限に抑えられています。

現状と課題

消防施設の計画的な改修や修繕等を進めていますが、今後は継続して地域防災センター、消防水利、その他の消防施設の保全を図るとともに、一定年数を経過した消防車両の更新をはじめ、台風や大雨、猛暑下など多様化する状況での活動に対応し得る新たな消防団の資機材や装備品の充実を図っていくことが求められます。また、地域防災の要である消防団員について、団員の資格要件の緩和を行ったものの、定員の充足率は低下傾向にあるため、新たな担い手の確保や人材育成に取り組むことが必要です。

施策の方向性

- 一定年数を経過した消防車両の更新や地域防災センター、その他の消防施設の計画的な保全等を進めるほか、消防団の活動に必要な新たな資機材や装備品等の充実を図ります。
- 災害に対して迅速に対応できる消防活動体制を確保するため、消防署や東京都、その他の関係機関と連携・協働により、実災害に即した訓練の実践に努めます。
- 消防団の活動への理解を深めるための PR を行うほか、多様な人材が入団し、継続的に活動しやすい環境の整備に努めるなど、団員の福利厚生を含めた処遇等の維持・向上を図ります。

指標

指標名	現状値 (R2)	目標値 (R7)	指標の説明
火災件数(暦年)	39件	68件以下	市内の年間の火災件数(5年平均値)です。
焼損床面積(暦年)	373 m ²	426 m ² 以下	市内の年間の火災焼損床面積(5年平均値)です。

消防団員の充足率	97%	100%	条例定数(420名)に対する実員数の充足状況です。
----------	-----	------	---------------------------

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
消防施設維持管理・整備事業	消防業務等で使用する消防水利標識、消火栓、防火貯水槽、その他の消防施設の整備と維持管理を行うほか、地域防災センターの計画的な保全を行います。
広域的消防連携事業	東京都(東京消防庁)へ常備消防に関する事務を委託し、救急・救助活動体制を含めた常備消防力の充実に図るとともに、消防団をはじめとする関係機関・団体との連携を強化し、災害対応能力の向上及び市民の安全・安心の確保に努めます。
消防団活動支援事業	消防団の活動に必要となる資機材や装備品の整備や、各種訓練・研修の実施、団員の資格取得に向けた取組の支援、さらには消防団員の福利厚生を担う消防団員互助会やその他関係団体が行う事業への支援等を行い、地域における災害対応能力の向上を図ります。

協働により推進したい取組

- 災害対応に向けた訓練や消防団員の担い手確保に向けた取組に関する
こと。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策1 互いを尊重し、つながり合うまちづくりの推進

施策 35 人権意識の醸成

めざす姿(施策の目的)

性別、年齢、国籍や障害の有無などを問わず、市民一人ひとりがお互いの人間性を尊重し、認め合うとともに、地域においてそれぞれが抱える問題や悩みについて助け合いがなされるなど、**偏見や差別のない、人へ寄り添える**まちになっています。

現状と課題

人権に関する普及啓発や複雑化する人権問題に対応するための相談窓口の整備等に努めていますが、SNSを含めたインターネット上での誹謗中傷など、新たに問題となっている人権侵害への対策に取り組むことが必要です。また、性的マイノリティに対する偏見や差別の解消等を目指し、多様性を認め合う共生社会の実現に向けてパートナーシップ宣誓制度を実施している本市としては、制度の周知にとどまらず、宣誓後に利用できるサービスの拡張に向けた取組も求められています。

施策の方向性

- 国・東京都・関係機関等との協働により、人権に関する普及啓発や多種多様化・複雑化した人権侵害への対策に向けた取組を行います。
- **相談しやすい環境づくりに努めるとともに、各種の相談窓口で対応した相談記録の集計等により、問題の傾向の把握に努め、関係機関と連携して問題の解決を図ります。**
- パートナーシップ宣誓制度の周知に努めるとともに、市内での連携や事業者への働きかけを行うなど、宣誓後に利用できるサービスの拡張にも取り組みます。

指標

指標名	現状値 (R2)	目標値 (R7)	指標の説明
性別や年齢等による不利益があると感じている市民の割合	12.1%	8.5%	市民意識調査により把握します。

人権意識啓発講座 (市民向け)の受講人数	18人	100人	各講座の人数集計を行うことで把握します。
-------------------------	-----	------	----------------------

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
人権啓発事業	多摩東人権擁護委員協議会との協働などにより、啓発事業を行います。
女性人権推進事業	女性の人権に関する相談対応を行うとともに、DV防止の啓発や中学校等と連携したデートDVの意識啓発等を行います。

協働により推進したい取組

- 多種多様化・複雑化した人権問題に係る正しい知識の普及や啓発に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策1 互いを尊重し、つながり合うまちづくりの推進

施策 36 平和意識の啓発

めざす姿(施策の目的)

市民一人ひとりが「府中市平和都市宣言」を尊重し、世界平和への願いや愛する郷土を未来に引き継ぐ意思を持った上で、自らも幸せに生活しています。

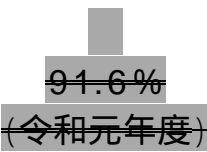
現状と課題

平和展や平和のつどいなどの事業を展開し、平和の尊さについての意識啓発に努めています。しかし、戦後75年余りが経過して戦争を体験した世代が少なくなっており、戦争体験を風化させることなく次世代に伝承すること、平和がいかに大切であるかを市民一人ひとりが認識することが求められています。市民同士の情報発信や情報共有を促進するなど、市民との協働により、平和意識の更なる啓発を図ることが必要です。

施策の方向性

- 過去の戦争体験の伝承と平和の尊さを広く市民に周知するため、市民との協働により、市民が戦争や平和について考える機会を積極的に設け、市民の平和意識の向上を図ります。特に、次代を担う若い世代に向けて、啓発事業や広報活動にICT技術を活用し、啓発活動の充実を図ります。また、白糸台掩体壕など地域の戦跡や市民の方々の戦争体験談を活用し、市民が平和を身近に、自分の問題として捉え、学ぶことのできる機会を創出します。

指標

指標名	現状値 (R2)	目標値 (R7)	指標の説明
「日々安心して暮らせる平和」が大切であると感じている市民の割合	 91.6% (令和元年度)	92.5%	市民意識調査により把握します。
平和啓発事業における来場者の満足度		90.0%	平和啓発事業におけるアンケートで把握します。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
平和啓発事業	平和都市宣言に係る広報・周知活動や平和展・平和のつどいといった啓発活動を市民との協働により行うとともに、市立小学校における地域の資料を活用した平和に係る授業や夏休み期間中に平和に関する映画上映、 小学生向けの白糸台掩体壕見学会 など、特に次世代を担う若い世代に向けた取組を行います。また、時代の変化に合わせ、啓発活動においてはICTの活用を検討していきます。

協働により推進したい取組

- 平和意識の更なる啓発に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策1 互いを尊重し、つながり合うまちづくりの推進

施策 39 多文化共生の推進

めざす姿(施策の目的)

国籍や民族などの異なる人々が、本市の構成員(市民)として互いに言語・文化などの違いを理解した上で関係を築き、多様な価値観を認め合いながら共に暮らしています。

現状と課題

外国人市民の人口は増加傾向にあり、府中国際交流サロンを拠点として、市民ボランティアや大学等との協働により日本語学習会、児童学習支援、文化交流事業等を実施していますが、今後は外国人市民にもわかりやすい情報提供や外国人市民の地域活動への参加促進のほか、市民における多文化共生意識の更なる醸成が求められています。

施策の方向性

- 日本語学習会や多言語を含むわかりやすい情報提供の充実など、外国人市民の支援を行うとともに、多文化共生に対する市民意識の醸成や外国人市民の地域活動への参加の促進を行うなど、市全体での協働による多文化共生の推進を図ります。

指標

指標名	現状値 (R2)	目標値 (R7)	指標の説明
外国人市民の日本語学習会参加者数	3,900人 (R1)	4,800人	外国人市民を対象とした日本語学習会への年間の延参加者数です。
府中国際交流サロンボランティア登録者数	162人 (R1)	175人	府中国際交流サロンでの日本語学習会や文化交流活動等の実施を担う市民ボランティアの登録者数です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
多文化共生推進事業	日本語学習会の実施、多言語・やさしい日本語での情報提供の充実を図るほか、関係機関との連携・協働による外国人市民からの相談体制の整備を図ります。また、市民の多文化共生意識を醸成するイベント等を実施します。

協働により推進したい取組

- 多文化共生の推進に係るイベントの開催や情報発信などに関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 2 生涯にわたる学習活動の推進

施策 41 学習機会の提供と環境づくりの推進

めざす姿(施策の目的)

市民の誰もが等しく学習できる環境が整っており、これらの機会を通じて世代を超えた交流活動が行われるとともに、「学び返し」により学んだことを地域に活かすなど、市民が活躍するまちづくりが進められています。

現状と課題

府中市生涯学習センターで開催している講座には多くの参加者が集まるものの、勤労者や若年世代の参加は少ないため、今後はこれらの層のニーズを踏まえた受講しやすい講座等を検討するとともに、老朽化が進んでいる当該センターの改修の機会を捉え、今後の施設のあり方の検討を進めることが必要です。文化センター内にある公民館では、公民館講座として各種講座を実施し、地域の市民が講師として活躍するなど多様な講座を企画し、市民にとって身近な施設での学びの機会となっています。今後も地域のニーズに合った講座やより参加しやすい工夫が必要となります。また、「学び返し」の取組を市全体に広め、地域づくりを担う人材の育成、増加を図るなど、学習の成果を活かした市民協働による豊かなまちづくりを推進することが求められています。

施策の方向性

- 府中市生涯学習センターの指定管理者制度による運営や、身近な学びの場である文化センター内にある公民館の活用、市民ボランティア・大学等との連携・協働による取組など、事業者や市民等が持っている力を活かして社会教育環境の充実に努めるとともに、市民の「学び返し」に係る連携の推進に向けた仕組みづくりや多様な媒体を活用した広報等を行います。また、府中市生涯学習センターの老朽化対策と合わせて、当該センターのあり方の検討も進めます。

指標

指標名	現状値 (R2)	目標値 (R7)	指標の説明
生涯学習センターの利用者満足度	97% (R1:82%)	97%	生涯学習活動の拠点である府中市生涯学習センターの利用者の満足度です。
生涯学習センターの講座への受講者数(人)	18,505人	65,000人	生涯学習センターで実施している講座の受講者数です。
生涯学習サポーター登録者数	71人 (R1:85人)	7585人	市民自らが講師となり市民に教えるサポーター活動をしている人数です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
生涯学習機会創出事業	府中市生涯学習センターや各文化センターの公民館において各種講座を開催するとともに、講座内容の充実や多様化を図るほか、効果的な広報活動等を実施します。また、生涯学習に関する市民ボランティアや地域の担い手等の養成にも力を入れ、地域での「学び返し」活動が積極的に行われるように努めます。

協働により推進したい取組

- 「学び返し」の普及、推進に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 2 生涯にわたる学習活動の推進

施策 42 図書館サービスの充実

めざす姿(施策の目的)

市民が図書館で収集・整理・保存されている、電子書籍を含めた図書資料や視聴覚資料などの情報を活用し、知的・文化的な生活を営むとともに、時代のニーズや変化にあったイベントや講座といった学びの場による学習活動やレファレンスサービス(調べもの相談)を利用し、生活上の様々な課題の解決に取り組んでいます。

現状と課題

図書館は図書資料等の閲覧・貸出に加え、市民の知的・文化的活動や様々な調査研究・問題解決を支える情報発信の拠点として、市民の生涯にわたる学習活動を支援する継続的なサービスの提供に努めています。しかし、スマートフォンなど電子メディアの普及により、手軽に様々な情報が入手できるなどの現状から、市民1人当たりの貸出冊数は減少傾向にあります。幅広い図書館の資料を活用した調査研究により正確な情報を入手することや読書活動の推進が必要です。さらに、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)に関する国の基本的な計画が公表され、視覚障害等による表現の認識などにハンディキャップをお持ちの方に向けた利用しやすい書籍等に係る支援体制等の整備や、著作権法の一部改正による図書館資料の一部にかかる公衆送信の整備が必要となっています。児童・青少年に向けた読書活動やレファレンス、地域資料の提供などのサービスの継続・拡充を図る一方で、市民ボランティアとの協働やPFI事業者による民間活力の活用を図りながら、効果的かつ効率的に施設を運営することも求められています。

施策の方向性

- 時代や市民のニーズを把握した上で、様々な分野、種類の資料を収集するとともに、幅広い年代に向けた取組の実施や様々な方法での情報発信を行います。また、保育所、幼稚園、学校等との連携を図り、アウトリーチ活動を行うなど、調べもの学習を含め子どもの読書活動を推進します。
- 市民ボランティアとの協働により、音訳資料や対面朗読の拡充を図るとともに、仕事や介護、障害等様々な理由で図書館に来館することが困難な方等に向けて、電子書籍の導入など非来館型サービスを実施します。
- 調べ事相談レファレンスの利便性の向上を図るためレファレンスについて、受付体制の拡充や他自治体、市内の大学等との連携を図りながら、知的・文化的活動や様々な問題解決に係る支援を行います。また、図書館所蔵の貴重な地域資料を次世代に伝承するとともに、閲覧や研究の利用促進を図るため、デジタルアーカイブを実施します。

指標

指標名	現状値 (R2)	目標値 (R7)	指標の説明
市民1人当たり年間 図書等貸出数	5.8点	8.2点	図書館資料の年間の延べ貸出数を本市の人口で除した数値です。
図書館利用者満足度		90%以上	市立図書館全館の利用者の満足度です。
レファレンス件数	3,315件	5,544件	利用者からの年間の延べ相談件数です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
中央図書館運営事業費	資料や情報を収集・保存・提供するとともに、子ども読書活動を関係機関と連携して推進します。さらに、視聴覚資料や電子情報など幅広い分野の情報を提供し、インターネットなどの利用環境を強化する情報社会に即した市民の情報発信拠点を目指します。
地区図書館運営事業費	市内に12館ある地区図書館において、地域の方の身近な情報拠点として特集展示やおはなし会等の開催などの地域に根ざした図書館サービスを展開します。
レファレンスサービス事業費	国立国会図書館、東京都立図書館、他の公立図書館や大学図書館等と連携・協力するネットワークの充実や各種データベースの利用促進、地域資料の収集やデータ化を図り、市民が学習や仕事で必要とする資料や情報を適切に提供します。

協働により推進したい取組

- 児童・青少年やハンディキャップサービスの事業、各種講座やテーマ展示等に関する事。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 3 文化・芸術活動の支援

施策 43 市民の文化・芸術活動の支援

めざす姿(施策の目的)

本市特有の伝統芸能や芸術文化がしっかりと継承され、市民がそれらに親しみや誇りを持つとともに、様々な文化や芸術活動に触れる、楽しむ機会が充実しており、心豊かな生活を営んでいます。

現状と課題

武蔵国府太鼓は、民俗芸能として市民に認識されているものの、更なる普及や着実な継承のために、より効果的な方法を検討することが必要です。

また、市では多くの市民に向けて文化芸術に親しむ機会を提供していますが、長年開催されている府中市民芸術文化祭は、参加者・参観者の高齢化及び固定化が進み、全体的な人数が減少しているため、若年層を含め、これまで参加してこなかった市民が文化活動に参加できるよう、多様な方々への配慮や機会の提供をより一層進めていく必要があります。

施策の方向性

- 府中市の郷土芸能である府中囃子と創作芸能である武蔵国府太鼓の保存・伝承のため、囃子保存会と武蔵国府太鼓連盟とともにより効果的な取組を検討し、展開していきます。
- 府中の森芸術劇場をはじめとする市内の文化施設を活用し、市民団体との協働によって、多様な文化・芸術活動の振興に寄与する幅広い世代にアピールできるイベント等を開催します。また、イベント等の周知や実施において時代に合った情報発信も行います。

指標

指標名	現状値 (R2)	目標値 (R7)	指標の説明
府中囃子及び武蔵国府太鼓の認知度		65%	市政世論調査により把握します。
市民芸術文化祭参加者・参観者数	中止 (R1) 参加者 5,458人 参観者 116,898人	参加者 5,800人 参観者 127,000人	市民芸術文化祭の参加者と参観者の人数です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
武蔵国府太鼓普及事業	武蔵国府太鼓について、より効果的な担い手の育成方法を検討します。
府中市民芸術文化祭事業	若い世代をはじめ、誰でも参加・体験できる、より魅力的な事業となるよう、市民との協働により、市内の各施設においてイベント等を開催します。府中市芸術文化協会との協働により、市内の各施設においてイベント等を開催します。なお、若い世代をはじめ、誰もが参加・体験したくなる、より魅力的な事業とするため内容等の見直しを図ります。

協働により推進したい取組

- 文化芸術に親しむ機会の提供と担い手の育成や、市の伝統文化の伝承・普及に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 3 文化・芸術活動の支援

施策 4 4 文化施設の有効活用

めざす姿(施策の目的)

各文化施設が文化・芸術に係る鑑賞や学習、文化・芸術活動に係る発表等のために供されており、市民が身近な場所で文化・芸術に親しむことで、文化意識が十分に醸成されています。

現状と課題

府中の森芸術劇場、郷土の森博物館、府中市美術館といった文化施設について、目標稼働率や目標入場者数をおおむね達成している状況にありますが、今後は多様化するニーズに柔軟に対応できるよう、施設の運営方法を見直すなど、より一層市民(利用者)に親しまれる文化施設となるよう取り組むことが必要です。また、各施設の老朽化も進んでいるため、優先順位を付けて計画的に修繕していくことや、限られた財源の中で、費用対効果を十分に意識した運営や事業展開が求められています。

施策の方向性

- アンケート調査等を活用してニーズを捉え、事業展開に反映させるとともに、年代に合わせた効果的な広報・周知方法を取り入れ、情報発信に関する環境の整備を進めます。また、各文化施設の連携にとどまらず、施設を利用する文化団体間の連携も促進し、文化活動の更なる活性化に努めます。
- 施設の維持保全のための老朽化対策について、運営面や財政面への影響を最小限に抑えながら計画的な施設改修を実施します。

指標

指標名	現状値 (R2)	目標値 (R7)	指標の説明
府中の森芸術劇場3 ホールの平均稼働率	48.9% (R1) 74.1%	78%	どリーむホール・ウィ ーンホール・ふるさ とホールに係る稼働 率の平均値です。
郷土の森博物館入 場者数	228,276人 (R1) 335,140人	333,500人	郷土の森博物館の 年間の延べ入場者 数とプラネタリウム の年間の延べ観覧 者を合計した人数で す。

府中市美術館入場者数	74,214人 (R1) 302,525人	216,190人	府中市美術館の年間の延べ入場者数と美術普及事業の年間の延べ参加者数を合計した人数です。
------------	-----------------------------	----------	---

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
府中の森芸術劇場管理運営事業	施設の適正な維持管理・運営に努めるとともに、公共施設マネジメント推進プランに基づき、施設の老朽化等に伴う改修を計画的に実施します。
郷土の森博物館管理運営事業	教育資源等のさらなる活用を図ることで、サービスの低下をできる限り防ぎ計画的な施設改修を行います。 東京を代表する総合博物館として、小中学校に対し有益な情報と教材を提供していきながら、学校教育との連携を深めるほか、市民に親しまれる施設となるよう、展示・プラネタリウム・園内の回遊性の促進を図るとともに、市民団体との連携事業を進めます。
美術館維持管理事業	国内外の優れた美術作品を紹介する企画展を実施するとともに、全館的な大規模改修を計画的に実施します。

協働により推進したい取組

- イベントの開催といった文化施設の有効活用に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 3 文化・芸術活動の支援

施策 45 歴史文化遺産の保存と活用

めざす姿(施策の目的)

歴史文化遺産の保存と歴史資料の活用等により、市民をはじめとする多くの人々が本市の歴史文化遺産について学び、その価値に対する理解を深めており、郷土愛が育まれるとともに、歴史と伝統があるまちとしての魅力が広まっています。

現状と課題

継続した埋蔵文化財の発掘調査をはじめ、ふるさと府中歴史館における発掘調査成果に関する展示、市史刊行物の発行、更には国史跡武蔵府中熊野神社古墳公園及び国司館と家康御殿史跡広場の供用開始など、歴史文化遺産を学び、理解を深めてもらう取組を展開してきましたが、今後はインターネットを活用した情報提供や外国人向け表記等の取組など、市内外のより多くの人に向け、本市の歴史と伝統に係る魅力を周知していく必要があります。

施策の方向性

- ふるさと府中歴史館をはじめとする各施設において、魅力的な展示やイベントを開催するとともに、市民との協働により、歴史文化遺産を活用した地域づくりや魅力発信を行います。また、国史跡武蔵国府跡(国司館地区)は歴史と伝統があるまちを代表する場所であるため、にぎわいと魅力のあるまちづくりにつながるよう、第二期整備を計画的に実施します。
- 市史編さん事業では、大学等の専門研究者と協働して学術的な調査研究を行い、その最新成果を活用して『新 府中市史』を編集・発行します。また調査研究では、市内の多様な地域と時代の文化遺産に、新たな学術的な価値が見いだされているので、その成果を将来の歴史文化遺産の保存活用につなげられるよう、市史資料編・通史編・報告書などで紹介します。
- 上記を踏まえ、国天然記念物馬場大門のケヤキ並木、都旧跡川崎平右衛門定孝墓などの、市内で保存されてきた多様な歴史文化遺産を、市民及び全国に向けて発信し、文化、教育、観光などで広く活用できるよう、普及にも注力します。

指標

指標名	現状値 (R2)	目標値 (R7)	指標の説明
ふるさと府中歴史館	45,738人	96,000人	ふるさと府中歴史館

入場者数			の年間の延べ入場者数です。
国史跡武蔵府中熊野神社古墳展示館入場者数	5,438人	12,500人	国史跡武蔵府中熊野神社古墳展示館の延べ入場者数です。
『新府中市史』の刊行物の発行数	資料編2、資料編別冊1、報告書1、市史研究1の計5巻(R2実績)、既刊11巻	R6に市史編さん事業は完了、刊行物としては全31巻を発行予定	本市の全時代の歴史を対象とした『新府中市史』の刊行物の発行数です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
ふるさと府中歴史館管理運営事業	発掘調査成果に関する展示等のほか、歴史的公文書の保存公開施設として、市民等との協働により、教育だけでなく観光でも活用できる施設となるよう管理・運営します。また、新庁舎への機能移転を見据え、公文書館機能の維持や歴史的公文書の保存・ 収集 ・活用のあり方について検討します。
武蔵国府跡保存活用事業	にぎわいと魅力のあるまちづくりにつながるよう、国史跡武蔵国府跡(国司館地区)の第二期整備を計画的に進めます。
府中市史編さん事業	令和6年の市制70周年までに予定している市史刊行物のすべての発行を完了し、市民をはじめとする多くの方々に配布・頒布ができるよう、計画的に調査研究・編集・発行を進めます。

協働により推進したい取組

- 歴史文化遺産に係る情報発信や市史刊行物の周知・活用に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 4 スポーツ活動の支援

施策 46 スポーツ活動の普及・促進

めざす姿(施策の目的)

「スポーツタウン府中」の実現のため、年齢や障害の有無などに関わらず、全ての市民が自身に合ったスポーツ活動に親しみ、心身ともに健康で活力に満ちた生活を営んでいます。

現状と課題

市内各所のスポーツ施設を利用し、多くの市民がスポーツ活動に親しんでいます。しかし、スポーツ活動を全く行っていない方が最初の一步を踏み出すきっかけ・気付きとなるような取組や仕組みのほか、ライフステージやライフスタイルの変化によってスポーツ活動を断念することなく、継続してもらうような意識啓発を行うことが必要です。また、ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピック等の大きな国際大会の開催に伴う本市のレガシーをどのようにスポーツ振興等につなげていくのか、この活用に係る検討が求められています。

施策の方向性

- 年齢や障害の有無などに関わらず、市民の誰もがそれぞれの体力や能力・年齢・目的に応じ、いつでも、どこでも、いつまでも、安全にスポーツを楽しむことができる生涯スポーツに係る体制や取組について、ラグビーワールドカップ2019やオリンピック・パラリンピックの開催に係り積み上げてきたボランティアの育成や各種目の地域協力などもレガシーとして活かしながら、トップチーム間連携の仕組みづくりや地域においてもふれあいができる講座・事業の実施など、さらなる充実に向けて取り組めます。

指標

指標名	現状値 (R2)	目標値 (R7)	指標の説明
週1回以上スポーツをする市民の割合	59.8%	64%	市政世論調査により把握します。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
市民スポーツ大会等運営事業	市民の日頃の活動成果の発表と参加の場を提供し、スポーツ振興を図ります。

協働により推進したい取組

- スポーツ活動に興味を持ってもらえるような取組に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 4 スポーツ活動の支援

施策 47 スポーツ環境の整備

めざす姿(施策の目的)

各スポーツ施設が安全で快適にスポーツを行えるよう整備・運営されるとともに、市民が積極的にスポーツ活動に取り組める拠点となるなど、「スポーツタウン府中」として誰もがスポーツに親しむことができるまちになっています。

現状と課題

各スポーツ施設は老朽化が進行しており、通常の修繕や定期メンテナンスは行っていますが、施設によっては利用者が安心・安全に利用できる状態を維持するための保全対策や大規模改修が必要となります。このような中、総合体育館は府中基地跡地留保地への移転が決定しているため、求められる役割やニーズへの対応、コストと効果などを踏まえた新しい施設整備に係る検討が必要です。また、他のスポーツ施設のあり方や運用の効率化など適切な維持管理について検討を進めることも求められています。

施策の方向性

- 利用者が安全・安心・快適に利用できるよう各施設を管理・運営するとともに、老朽化対策も含め、計画的かつ効率的な施設保全手法の検討を行います。また、スポーツ施設に関わる基準適合に向けた対応及びスポーツの多様化を十分に考慮し、スポーツ施設に係る全体の配置適正化計画を策定します。
- 新しい総合体育館の建設に向け、ニーズ調査や分析を行います。あわせて、今後のスポーツ行政における中核施設としての役割や災害時の避難所としての機能などを明確にしていきます。

指標

指標名	現状値 (R2)	目標値 (R7)	指標の説明
市内体育館における空調設備整備施設数	1施設	6施設	利用者の熱中症対策(災害時を含む)として整備します。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
体育施設整備事業費	朝日体育館、地域プール(小柳、武蔵台、白糸台、新町)の廃止・解体をはじめ、市民球場外壁改修工事、地域体育館の体育室に係る空調設置等を行います。
総合体育館移転関連事業	移転に向け、新しい総合体育館に係る整備方針等を策定します。

協働により推進したい取組

- 各スポーツ施設の適切な修繕等の実施や、野球場等における整地その他の整備に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 4 スポーツ活動の支援

施策 48 トップチーム等との連携

めざす姿(施策の目的)

市民がトップチーム、アスリートとのふれあいや試合での活躍を楽しめる環境が整っており、それらの機会を通じ、スポーツの振興やスポーツの力を活かしたまちづくりが行われています。

現状と課題

市内を拠点とするトップチームの試合観戦やイベント等への参加を通して、多くの市民が気軽にスポーツに触れ、親しむことができる機会を創出していますが、今後はラグビーワールドカップ 2019 や東京2020オリンピック・パラリンピックで積み重ねてきた取組などのレガシーも活かしつつ、トップチームや関係団体等との密な連携を図りながら、市民が自身に合ったスポーツとの関わり方やスポーツ活動へのきっかけを見つけられるよう取り組む必要があります。また、トップチームを含め、スポーツに携わる団体や市民等のつながりを活かして地域の課題解決を図るなど、まちづくりの視点による取組も求められています。

施策の方向性

- トップチーム等の活動支援や活躍している選手の情報発信、関係団体との連携・協働によるイベント等の実施、認知度の向上、市内スポーツ人口のすそ野の拡大、地域の一体化の醸成、トップチーム間での連携を図るための仕組みづくりを検討するなど、「スポーツタウン府中」の推進に努めます。

指標

指標名	現状値 (R2)	目標値 (R7)	指標の説明
市内を拠点に活動するトップチームの試合や練習を観戦した市民の割合	32.1%	37%	市政世論調査により把握します。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
トップチーム等連携事業	市内を拠点に活動するトップチームとの協働により「ボールふれあいフェスタ」を実施します。また、トップチーム間でも連携できるような仕組みづくりを行い、スポーツ振興やまちづくりに向けた体制の強化を図ります。

協働により推進したい取組

- スポーツを活用した地域の活性化に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 5 学校教育の充実

施策 49 社会を主体的・創造的に生き抜く力よりよく生きる力の育成

めざす姿(施策の目的)

学校と地域(市民)が「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を共有し、協働し、郷土府中への誇りと愛着を持った持続可能な社会の創り手となる人材を育てています。

現状と課題

学校では、全ての児童・生徒が知識及び技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力と人間性等をバランスよく育むことを意識していますが、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるよう、取り組むことが必要です。安心して楽しく通える魅力ある学校づくりを行う必要があります。さらにまた、全ての市立小・中学校に特別支援教室を設置していますが、今後はそれぞれの児童・生徒の課題に応じた、きめ細やかな支援を充実していくことが求められています。さらに、教員の長時間労働の実態が明らかとなっており、早急な対応が課題となっています。学校を取り巻く環境が複雑化、多様化し、求められる役割が拡大する中、学校の組織力の更なる強化が求められています。

施策の方向性

- 子どもたちが新しい時代に求められる資質・能力を身に付けられるように、学校における教育内容の充実を図ります。
- 児童・生徒一人ひとりが特性に応じた適切な教育を受けられるよう、特別支援教育を推進します。
- 教員の長時間労働を軽減するとともに、学校が抱える課題に対応できる体制を強化するため、教員の働き方改革や指導力向上、各種支援員の適正な配置及び外部人材の活用、地域との連携の強化を推進します。

指標

指標名	現状値 (R2)	目標値 (R7)	指標の説明
全国学力学習調査における都平均値との正答率の比較	小6 -0.4 ポイント 中3 +2.8 ポイント (R元年度)	小6 ±0.0 ポイント 中3 +3.0 ポイント	全国学力学習調査における本市の小学6年生と中学3年生の正答率を、都平均値と比較した割合です。

府中市特別支援教育推進計画の取組の達成率	精査中	精査中	精査中
教員1人当たりの1か月の時間外在校等時間	34時間 (R元年度)	22時間	教員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の平均値です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
学習内容等の充実	生涯を通して健全な生活を送ることができるよう、子どもたちに確かな学力、豊かな人間性、健康・体力をバランスよく育むため、各教科の学習 だけでなく はもとより、食育等の健康教育、人権教育、環境教育、キャリア教育や学校行事等の内容の充実にも取り組めます。
特別支援教育の充実	児童・生徒一人ひとりが個に応じた適切な教育を受けられるよう、特別支援教育を展開します。
学校組織・人材の支援	教員の育成を目的とした研修の実施や、教員をサポートし、学校の運営を支援するための支援員の配置、ワーク・ライフ・バランスの推進を行うとともに、行います。また、 学校と 地域との連携を推進するため、各学校で学校運営協議会(文部科学省が推進する版コミュニティ・スクール)またはスクール・コミュニティ協議会(府中版コミュニティ・スクール)の取組を展開します。

協働により推進したい取組

- 学校教育との連携に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 5 学校教育の充実

施策 50 学びの機会を保障するための支援の充実

めざす姿(施策の目的)

全ての児童・生徒が、誰一人取り残されることがなく、安心・安全に学ぶことができ、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るための資質や能力を育んでいます。

現状と課題

心理相談員やスクールソーシャルワーカーが児童・生徒、保護者、学校からの教育全般に係る相談を受け、関係機関と連携して児童・生徒が抱える課題の解決を図っていますが、課題が多様化し、深刻化個別の対応を必要とする傾向もみられるため、関係機関や専門家との連携を深め、相談体制の充実を図る必要があります。また、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを旨とする体制を構築していく必要があります。

経済的理由による就学困難と認められる子どもの保護者に対する支援を行っている中、その支援に係る判定が難しい場合があるため、国や都、他市の動向を注視する必要があります。さらに、健康診断や相談を通じて、児童・生徒の健康づくりに努めていますが、近年、児童・生徒におけるアレルギー疾患が多様化しており、学校生活での配慮や管理に生かすため、児童・生徒の詳細な情報を把握していくことが必要です。

施策の方向性

- 児童・生徒が抱える悩みや課題に的確に対応し、支援できるよう教育相談体制や環境調整支援体制を充実するとともに、関係機関とも連携しながら、それぞれの個に応じたきめ細やかな支援を充実します。
- 学ぶ意欲はあるが、経済的理由により修学が困難な生徒や学生に対して支援を行います。
- 児童・生徒が自らの健康状態を把握し、生涯を通じて心身共に健康な生活を送るための資質や能力を育成していきます。

指標

指標名	現状値 (R2)	目標値 (R7)	指標の説明
不登校児童・生徒の出現率	小 1.23% 中 3.71%	小 1.08% 中 3.40%	全児童・生徒に対する不登校児童・生徒の割合です。
不登校児童・生徒の	70.3%	84.0%	不登校児童・生徒の

相談率			うち、学校内外の機関による相談・指導等を受けた者の割合です。
市内の生活保護世帯の高等学校等への進学率	97.1%	98.0%	中学3年生の家族がいる生活保護世帯のうち、高等学校や高等専門学校等へ進学した世帯の割合です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
教育相談・教育支援	心理相談員やスクールソーシャルワーカーによる相談・支援を進めるとともに、多様な相談に対して適切に対応するため、相談・支援体制の充実を図ります。また、不登校児童・生徒の実態に配慮した教育を実施するため、不登校特例校の設置を進めるほか、ICTを活用した学習支援を行っていきます。
学びに対する経済的支援	経済的理由による就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し必要な援助を行うとともに、人物・学力等に優れた学生又はその保護者に対し奨学金や貸付といった支援を行います。
子どもの健康の管理	健康診断を通じて、児童・生徒の健康づくりに継続して取り組むとともに、健康診断の結果を基に、児童・生徒への保健指導を実施し、健康増進の啓発を図っていきます。また、学校医等や地域の協力機関等と連携し、健康への意識醸成を図っていきます。

協働により推進したい取組

- 児童・生徒の相談・支援体制の充実や健康に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 5 学校教育の充実

施策 51 子どもの学びを支える教育環境の充実

めざす姿(施策の目的)

学校施設の老朽化対策や大規模改修が計画的に進められるとともに、時代の変化に応じた教育環境の整備が継続的に行われています。また、おいしい給食を提供できる環境の整備も行われ、児童・生徒が安全・安心に学校生活を送ることができています。

現状と課題

児童・生徒が安全・安心な学校生活を送れるよう、校舎・体育館などの非構造部材を含めた耐震化を実施していますが、建築後40年以上を経過した建物が7割以上であることからと多く、老朽化対策として計画的な施設の更新や既存校舎などの長寿命化を図ることが求められています。また、児童・生徒一人1台端末の整備などが急激に進み、教育を取り巻く環境が大きく変わる中で、~~母ました。~~今後はICTを活用した教育活動を推進するための整備や、機能面や安全面の問題が生じる前に計画的に備品や設備の更新を引き続き行っていく必要があります。

給食センターでは、全ての児童・生徒が楽しく給食時間を過ごせるよう、必要となるアレルギー対応を含め、安全でおいしい学校給食を提供できる体制を整備する必要があります。

施策の方向性

- 学校施設については、学校施設改築・長寿命化改修計画や大規模改修整備方針に基づき、計画的かつ着実な老朽化対策を実施していきます。
- 教育環境の充実に資するために、老朽化した備品については計画的に買い替えを進め、更新を図っていきます。また、子どもの力を最大限に引き出す学びを実現するため、ICTを効果的に活用した教育活動を推進する基礎となる、学校施設のICT環境を整備していきます。が進められるよう学習環境を整備していきます。
- 給食センターでは、安全・安心でおいしい給食を提供できるよう、学校給食衛生管理基準等に適合した施設の管理運営を行います。

指標

指標名	現状値 (R2)	目標値 (R7)	指標の説明
校舎のトイレで便器の洋式化率 100% となった学校の割合	3% (七小/33校)	100%	校舎のトイレについて、「便器の洋式化」等改修が実施済みの学校の割合

タブレットを使用した授業の実施率	0%	100%	学年別、教科等別の 実施割合
------------------	----	------	-------------------

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
学校施設の老朽化への対応	学校施設改築・長寿命化改修計画に基づき、老朽化対策として、学校施設の改築を進めていきます。改築に当たり、バリアフリー化を含む、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、災害時における避難所運営も見据えた整備を行います。
学校施設の整備	大規模改修整備方針に基づき、老朽化対策の実施時期が遅い学校については、便器の洋式化、床の乾式化等の校舎トイレの改修や、屋上・屋根の防水に係る改修など、経年劣化に伴う大規模改修を計画的に実施します。
教育財産の管理と活用	小・中学校の施設・設備を常に良好な状態において管理し、その目的に応じて効率的に運用していきます。また、ICTを活用した教育を推進するための基盤となる環境を整備していきます。
学校給食の運営	学校給食衛生管理基準や大量調理施設衛生管理マニュアルに適合した施設運営を行うことで、安全・安心でおいしい給食の提供を継続します。

協働により推進したい取組

- 学校改築の設計時における「新しい学校づくり」の検討に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 6 青少年の健全育成

施策 53 青少年健全育成活動の推進

めざす姿(施策の目的)

青少年が犯罪被害やトラブルに対する予防意識を持つとともに、悩みが複雑・深刻化する前に相談できる体制や、地域社会全体で犯罪被害及び非行の防止に取り組む体制が整備されており、青少年の健やかな成長が促されています。

現状と課題

核家族化の進行や就労環境の変化等により、家庭だけで子どもを犯罪や事故から守ることが困難だと言える状況の中、関係機関と連携し、青少年の健全育成に資する活動を継続して行っているが、スマートフォンの普及に伴うソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)を媒介とした青少年の犯罪被害やトラブルの増加など、社会環境の変化に柔軟に対応することが求められています。

施策の方向性

- 家庭、学校、地域、警察等が、社会環境の変化に合わせた柔軟な活動を行えるよう、インターネット等の活用を含めた効果的な支援を実施するとともに、関係団体が情報共有を綿密に行い、地域社会が一体となった青少年健全育成活動の体制を整備します。
- インターネット環境の変化により生じる問題に関し、必要な情報を提供するとともに、家庭、学校及び地域の団体を通じて、啓発グッズなどの媒体を用いることにより、**自画撮り被害やSNSでの誹謗中傷など SNSを**~~はじめとする~~インターネットに係る青少年の被害防止等に関する意識啓発を行います。
- 悩みを抱える青少年等が相談窓口を利用しやすくなるような環境整備を行うとともに、幅広く周知を行い、必要な支援につながるよう関係機関との連携を図ります。

指標

指標名	現状値 (R2)	目標値 (R7)	指標の説明
府中警察署が補導した不良行為少年の人数	253人	240人	府中警察署が補導した飲酒、喫煙、深夜はいかい等の行為を行った少年の人数です。

SNS・インターネット利用啓発オンラインセミナーの延べ視聴回数		300回	SNS・インターネットの利用啓発を行うオンラインセミナーの年間延べ視聴回数です。
青少年等に係る相談窓口を紹介した延べ人数		39人	青少年等に係る相談窓口を紹介した年間延べ人数です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
青少年健全育成事業	青少年健全育成基本方針に基づき、青少年対策地区委員会、学校、警察等の関係機関との連携により、青少年健全育成協力店、子ども緊急避難の家等による犯罪被害・非行防止体制の強化及び家庭の日事業、青少年健全育成標語コンクールなどを実施しますが、それぞれにおいてインターネット等を活用しつつ、社会状況に応じた活動となるよう推進します。
青少年インターネット利用啓発事業	SNS・インターネットの利用上の注意に関する啓発グッズの配布、青少年自身やその保護者向けの講演会等を実施するほか、フィルタリング機能の利用促進に関する広報を実施します。
青少年総合相談運営事業	スマートフォンのアプリ等を活用し、青少年等の悩みに応じて相談窓口を紹介する環境を整えるとともに、適当な相談窓口のない青少年等の抱える悩みについては、総合的に相談を受け付け、関係機関への支援につなげます。

協働により推進したい取組

- 青少年が抱える悩みの解決に向けた支援や非行防止に係る見守りに関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 1 快適で住みやすいまちづくりの推進

施策 58 公共交通の利便性の向上

めざす姿(施策の目的)

鉄道やバス、タクシーなどの公共交通ネットワークが形成されるとともに、バリアフリー化や情報化が進むことにより、誰もが公共交通を快適に利用することができる環境が整っています。

現状と課題

コミュニティバスの運行により、市内の交通不便地域については概ね解消している状況にあります。年々運行事業に要する経費は増加しているため、受益者負担の観点からも踏まえて効率的な運行手法を検討することが必要です。また、鉄道事業者やバス事業者に対しては、更なる安全性の確保や利便性の向上を図るため、バリアフリー施設の整備等を継続して要望することが求められています。さらには、少子高齢化の進行により労働人口の減少が見込まれる中、公共交通ネットワークの在り方について将来を見据えた視点で整理することが必要です。

施策の方向性

- コミュニティバスについては、その運行を補助しつつ、社会情勢の変化や都市基盤の整備状況、市民ニーズや利用状況を把握した上で他の交通手段との役割分担を検証するなど、持続可能な事業運営や利便性の向上に向けた検討を行います。
- 鉄道やバスなどの更なる安全性の確保や利便性の向上を図るため、ホームドア等のバリアフリー施設の整備等について交通事業者に対して要望し、バリアフリー化に要する費用の一部を助成するとともに、多摩都市モノレール事業及びJR中央線複々線化事業についても、関係市と連携を図り、関係機関に対して引き続き、事業の促進を要請します。
- 持続可能な公共交通ネットワークの形成に当たっては、現行の公共交通機関のみならず、シェアサイクルなど様々な交通手段との連携を含めて検討した上で、各種取組を進めていきます。

指標

指標名	現状値 (R2)	目標値 (R7)	指標の説明
コミュニティバスの年間利用者数	1,466,769人	1,781,000人	全路線における年間利用者の合計です。
鉄道駅におけるホームドアの設置数	0列	6列	ホームドアが設置された鉄道駅のホーム列数です。
公共交通機関が利用しやすいと感じている市民の割合	66.7%	70%	市民意識調査により把握します。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
コミュニティバス運行補助事業	運行事業者の効率的かつ安定的な運行業務を支援するほか、利用者の増加に向けた啓発活動を実施します。
鉄道駅バリアフリー整備事業	鉄道事業者が実施するホームドア等のバリアフリー整備事業に対して、その費用の一部を助成します。
地域公共交通計画推進事業	持続可能な公共交通ネットワークの形成に向けて、地域公共交通計画を策定し、その後は本計画に基づく各種取組を市民・事業者・市が協働により展開します。

協働により推進したい取組

- 持続可能な公共交通ネットワークの形成に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 2 地域特性を生かした都市空間の形成

施策 60 けやき並木と調和したまちづくりの推進

めざす姿(施策の目的)

市民、事業者、市が協働し、市のシンボルであるけやき並木を守り、将来の世代に伝えるための取組が進められるとともに、けやき並木の公共空間が広く民間事業者等に活用され、多様な人々が憩い、交流する空間として機能することで、魅力やにぎわいが生まれています。

現状と課題

けやき並木として国内唯一の国指定天然記念物である「馬場大門のケヤキ並木」は本市のシンボルであり、本市の中心市街地である府中駅周辺の更なるにぎわいの創出に向けて、けやき並木との調和及び活用によるまちづくりを推進することが必要です。このため、けやき並木の保護管理を市民との協働で進めるとともに、けやき並木の空間を活かした様々な事業の開催や憩いの場としての活用を多様な主体が連携して行うなど、魅力やにぎわいの向上に取り組むことが求められています。

施策の方向性

- モール化などの将来像を見据えながら、けやき並木の植生及び景観に配慮した周辺環境の整備や道路等の整備を進めます。
- けやき並木の保護に係る適切な維持管理を行うとともに、「馬場大門のケヤキ並木」の歴史的価値の周知や次世代後継樹の育成等を市民との協働により進めます。
- 都市再生推進法人である一般社団法人まちづくり府中を中心として民間事業者等によるけやき並木やペDESTリアンデッキ等の魅力的な空間を活用した事業などを通じ、中心市街地のにぎわいの創出や商業の活性化を図ります。

指標

指標名	現状値 (R2)	目標値 (R7)	指標の説明
けやき並木に残す、古木・主要木・次世代木の本数	117本	125本	けやき並木で維持管理する適正な樹木の本数です。
休日のけやき並木の歩行者通行量	24,416人	38,000人	休日のけやき並木通りの歩行者の1日当たりの人数です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
けやき並木周辺整備事業	けやき並木通り周辺の安全な歩行者空間を確保するため、既存道路の拡幅や新設道路の整備を行います。
馬場大門ケヤキ並木保護対策事業	年2回の樹木医による巡回監視のほか、総合的な保護対策を行います。
中心市街地活性化基本方針(仮称)推進事業	にぎわいの創出に向け、中心市街地活性化基本方針(仮称)に基づく各種取組を展開します。

協働により推進したい取組

- けやき並木の保護管理や周辺環境の整備と、けやき並木やペDESTリアンデッキ等の魅力的な空間活用に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 4 にぎわいの創出

施策 64 地域商業の振興

めざす姿(施策の目的)

各地域の商店や商店街で特徴のある魅力的なサービスが提供され、市民の日常生活における利便性や快適性が高まっています。また、日々の交流や商店街等が実施するイベント活動により、地域につながりや活気が生まれています。

現状と課題

商店や商店街では、顧客のスーパーや大型商業施設への流出のほか、経営者の高齢化による後継問題や会員店舗の減少、空き店舗の増加、電子決済の普及等によるインターネットショッピング利用者の増加といった問題に加え、近年では新型コロナウイルス感染症の影響による新しい様式への対応といった課題にも直面しています。今後は消費者行動の変化や消費者ニーズを的確に捉え、個人商店や商店街がそれぞれの魅力を磨いた上で、消費者に選ばれる特徴のあるサービス提供等を行うことが必要です。

施策の方向性

- 商店街が実施するイベント等に対する支援を行うほか、むさし府中商工会議所との協働により、他地域における効果的かつ優良な事例を調査・研究した上で、持続可能な本市特有の商業振興策を検討・実施します。
- 経済を揺るがすような突発的な事象が発生した際は、市内事業者の支援及び市内消費の喚起のため、プレミアム付商品券事業等の支援策の実施を検討します。

指標

指標名	現状値 (R2)	目標値 (R7)	指標の説明
市内店舗において買い物をする市民の割合	77.5%	80%	日常で市内店舗により買い物をしている市民の割合です。
市内商店街が実施するイベント事業数	17事業	48事業	市内商店会が年間で実施しているイベント事業の数です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
商店街振興事業	商店会の実施するイベントや活性化事業、装飾街路灯やアーチ等の設置、修繕や電気料に対する支援を行います。

協働により推進したい取組

- 商店や商店街における活性化や地域とのふれあい、つながりに関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施策 4 にぎわいの創出

施策 66 観光資源の活用・創出による地域活性化

めざす姿(施策の目的)

歴史や文化、自然をはじめとする多様な観光資源が効果的に連携し、府中市ならではの価値、地域ブランドとなり、他地域の人々との関係構築や交流が図られています。そして、市民一人ひとりがまちの魅力を市内外に向けて積極的に発信するとともに、来訪者をおもてなしの心で受け入れるなど、観光を基軸としたシビックプライド(市民であることの誇りや本市に対する愛着)が醸成され、本市のプロモーションが推進されています。

現状と課題

本市には、馬場大門のケヤキ並木、浅間山、多摩川などの自然環境、郷土の森博物館、府中市美術館、府中の森芸術劇場などの文化施設、武蔵国の国府に由来する歴史的な名所・旧跡や大國魂神社例大祭「くらやみ祭」などの伝統的な催事のほか、各種の工場見学、漫画・アニメ・ロケ地の聖地巡礼、ラグビーといった多様な観光資源があります。府中観光協会や観光ボランティアの会との協働により観光事業を実施していますが、コロナ禍で国内外において観光を取り巻く環境が激変する中、観光の役割やつながりの重要性が再認識されています。今後は更なるにぎわいの創出に向け、産業間連携や世代間連携、地域間連携など、多様な主体が有機的に連携することが求められています。

施策の方向性

- マーケティング視点を取り入れ、ターゲットを明確にし、府中観光協会を中心とした地域の各主体が協働して観光資源を磨き上げるとともに、横断的な情報発信を行います(フィルムコミッション、広域連携事業等)。ラグビーワールドカップ 2019 や東京 2020 オリンピック・パラリンピックでの経験を活かした観光事業の推進を図り、ウィズコロナ・ポストコロナを意識した新しい観光需要に対応するため、中長期的な視点で国内外に本市の観光プロモーションを行います。
- 日常を含め市民がホスト・ゲストとして楽しめるものを観光と位置付け、観光に係る産業間・世代間・地域間の連携を推進するとともに、未来につながる観光まちづくりに取り組んでいきます。

指標

指標名	現状値 (R2)	目標値 (R7)	指標の説明
市内への来訪者数	■人 (R1)	■人	ビッグデータを活用して分析した市外から市内に来訪した人の数
市民の推奨度	■	■	本市を他者へ推奨したい度合いを、 ネット・プロモーター・スコア(NPS) の手法を援用し、「総合計画に係る市民意識調査」の回答から数値化するものです。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
観光振興事業	府中観光協会の専門性を活かした事業(観光コンテンツ・交流拠点づくり、市内外・国内外に向けたプロモーション、人材育成、受入環境整備等)に対する支援を行うほか、フィルムコミッション事業や近隣市との連携といった多様な主体による連携事業、外国人観光客誘致促進に係る事業を推進します。
観光情報施設管理運営事業	観光情報の発信・情報収集に努めるとともに、外国人観光客の受入環境の整備を図ります。

協働により推進したい取組

- 観光に係るプラットフォームの構築やシビックプライドの醸成に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本施 5 都市農業の育成

施策 68 農地の保全及び魅力ある農業経営への支援

めざす姿(施策の目的)

生産基盤となる農地が引き継がれた上で次代の担い手も確保され、魅力ある産業として本市の農業が維持・発展するとともに、直売所等での府中産農産物の販売を通じて市民に地産地消の取組が浸透しています。

現状と課題

相続に起因する農地の減少や周辺開発による農業環境の悪化など、農作物の生産基盤となる良好な農地の確保や、農業者の高齢化や後継者不足といった農業の担い手の確保が大きな課題であり、改善に向けた取組が必要です。また、新たな栽培施設やシステムの導入により生産性の向上・安定化等を図る取組への支援が求められているほか、環境に配慮した栽培手法の導入や観光農園化、さらには6次産業化といった付加価値の向上に係る取組などへの支援に対するニーズが高まりつつあります。

施策の方向性

- 農業者の相続による農地の売却が最小限に抑えられるよう、相続制度の改善等を国に要望するとともに、農業者に対して農地保全に係る意識啓発や関連情報の提供等を行います。
- 意欲をもって農業経営に取り組む農業者や農業団体等に対し、各種の支援を通じて経営の安定・強化を図るとともに、農業の担い手・支え手の育成、農地・農業の持つ多面的機能の発揮に係る支援やPRなどの取組を通じて農地の保全を図ります。
- 府中産農産物について、市民が購入しやすい環境づくりや学校給食への出荷の促進、新鮮さ・特徴などの効果的なPRにより地産地消の推進を図るとともに、関係機関との連携・協力による特産化や6次産業化の支援を通じて流通拡大を図ります。

指標

指標名	現状値 (R2)	目標値 (R7)	指標の説明
農地面積	132 ha	117 ha	市内の農地の面積です。
認定農業者数	135 人	140 人	本市による農業経営改善計画の認定を受けた農業者(法人含む)の人数です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
農業委員会運営事業	農業委員が農業者に営農のあり方について指導するとともに、農業者の抱える問題を吸い上げ、解決に向けて取り組みます。
農業者支援事業	意欲をもって農業経営に取り組む農業者や農業団体等に対し、各種の補助を行います。また、農業者の農業経営改善計画の策定を支援します。

協働により推進したい取組

- 府中産農産物の地産地消に関すること。

SDGsとの関連

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)			

基本方針1 市民参加と協働によるまちづくり

施策101 多様な主体による地域貢献活動の促進と市民協働の推進

目的

多様な主体の連携により、市民が主役の協働によるまちづくりを進めます。

現状と課題

本市では、多様な主体による市民協働を推進するため、平成26年度に「市民協働都市」を宣言しました。

より良いまちづくりを効果的に推進していくためには、多様な価値観や考え方をもち、多様な主体が協働して取り組んでいくことが重要です。

多様な市民活動を支援し、推進するとともに、協働のまちづくりに取り組む拠点施設として、平成29年度に開設した市民活動センターでは、場の提供に加えて、協働における中間支援組織として、市民活動や協働に関する情報提供、多様な主体の交流促進及び伴走支援等を実施しています。

また、従来からの協働の担い手である自治会、市民活動団体、教育機関、NPO等に加え、CSRに取り組む事業者のみならず、本業を通じて地域貢献・社会貢献に取り組むソーシャルビジネス事業者も増えています。

経済のグローバル化、少子高齢化の進行などにより、本市が抱える地域課題については今後ますます多様化・複雑化することが予想されます。その効果的な解決のためには、より多くの市民が協働について知り、市全体で協働に対する意識の醸成に取り組むとともに、個人や事業者等と市の多様な関わり方の実現や、各主体がそれぞれの特性を生かした最大限の活躍が可能となるよう、市や中間支援組織等のコーディネート機能の充実が求められています。

施策の方向性

- 市民協働の更なる普及・啓発を目的に、より多くの市民が協働の取組について、知り・関心を持ち・積極的に参加できるよう、情報提供の充実を図り、地域の課題解決に向けて取り組む主体を増やします。
- 市職員が協働の意義や必要性等を十分に理解し、積極的に協働を推進し、実践につながるよう職員研修の充実を図ります。
- 協働の拠点である市民活動センターを活用し、社会貢献活動及び主体間の連携等を支援し、市民同士の自発的かつ効果的な協働を促進します。
- 市民活動団体、自治会・町内会、教育機関、事業者等と市との協働及び、各主体間の協働の取組を推進します。
- 地域課題の解決手法であるソーシャルビジネスの立ち上げ支援や事業者の社会貢献活動(CSV・CSR活動)との積極的な推進を図っていきます。
- 社会情勢の変化に柔軟に対応するため、新たな手法等を活用した協働の取り組みを推進します。
- 講習等を通じ、各主体や地域資源をつなぐコーディネート機能の充実を図ります。

指標

指標名	現状値 (R2)	目標値 (R7)	指標の説明
市と各活動団体が協働実施している事業数(件数)	141(件)	166(件)	市と市民活動団体、自治会・町内会、教育機関、事業者等が協働で実施している事業数。
市民活動センターがコーディネートし、各主体が新たに協働で実施した事業数(件数)	-	24(件)	市民活動団体、自治会・町内会、教育機関、事業者等の各主体間により協働で実施している事業数。
協働のコーディネーターの育成数(人)	10人	35人	養成講座を受講・修了し「つなぎすと府中」として登録したコーディネーターの数の累計。
ソーシャルビジネスの立ち上げ件数(件数)	9件	34件	市民活動センターで講座・個別相談・起業支援コーナー利用等を通じて事業の立ち上げにまで至った件数。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
市民協働に関する効果的な意識啓発	・市民一人ひとりが市民協働について理解を深めることができるよう、効果的な啓発やPR活動を展開します。
職員研修の充実	・職員が協働に対する理解を深め、意識向上を図れるよう、職員研修を実施します。
協働の拠点としての市民活動センターの活用	・市民活動や協働の拠点である市民活動センターを活用し、市民主体のまちづくりを促進します。
事業者・教育機関・NPO等の多様な主体との連携	・自治会、市民活動団体、NPO、教育機関、事業者等の多様な主体との連携を拡充することで、地域課題を市と市民が協働して解決する取組みを推進します。
協働を促進する環境の整備	・協働が効果的・効率的に行えるよう、環境の整備を図ります。 ・社会情勢の変化に柔軟に対応するため、新たな協働の手法等を研究・活用します。
コーディネート機能の拡充	・協働を推進し、各主体や地域資源をつなぎ、事業成果を高めるための助言を行う、協働のコーディネーターや中間支援組織を育成する等、協働に係るコーディネート機能を拡充します。

基本方針 2 市民に身近な広報・広聴

施策 103 広聴活動・情報公開の充実

目的

市民の意向・提言を把握し、市政運営に活かします。

現状と課題

市民ニーズを捉えるための市政世論調査やパブリックコメントの実施、市長と語る会を年度ごとにテーマを変えて実施するなど、市民の意向・提言を把握し、市政に反映するための広聴活動を推進しています。また、平成30年度から文書管理システムを導入したことに伴い、市で作成する文書が電子化され、ホームページで閲覧することが可能となりました。

市民の考えやニーズを的確に把握するため、市民の関心が高い最新の地域の課題や行政の課題等に関する調査が行えるよう、より効果的な手段を検討していく必要があります。また、行政運営の透明性や公正性を高め、開かれた市政を推進するため、府中市情報公開条例に基づき、情報公開の適切な運営が求められています。

施策の方向性

- 市民ニーズを施策に反映させるため、より効果的な市政世論調査の方法を検討します。
- 市長と語る会において、若年層の意見を聴く機会を増やします。
- 文書検索目録の公開を継続するとともに、公文書管理体制を充実させることで、積極的な市政情報の公開につなげます。

指標

指標名	現状値 (R2)	目標値 (R7)	指標の説明
市民の意見を聴く体制が整備されていないと感じる市民の割合(%)	21.8%	15.0%	市民意識調査により把握します。新たな計画などを策定する際には、市民の意見等を聞きながら進めます。
公募委員が在籍する機関の割合(%)	55.6%	60.0%	公募市民が選任されている附属機関の割合です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
市政世論調査の実施	・類似事業を統合し、総合計画の進捗状況を把握する調査としても活用し、より施策に反映させる取組として活用していきます。
市政懇談会の充実	・自治会長と市長との懇談会、PTAと市長との懇談会を継続して実施するとともに、市長と語る会では、市民と市長が直接対話することで、積極的に市民ニーズを把握し、今後も幅広い年代から意見をいただけるよう機会の拡充を図ります。
情報公開制度の充実	・文書検索目録の公開を継続し、情報公開の充実を図るとともに、市民の市政への参加意欲を高め、公正で透明な市政を推進していきます。
パブリック・コメント制度の推進	・パブリック・コメント制度の着実な運用に努めます。 ・パブリック・コメントの実施状況や結果報告について、分かりやすい情報公開を進めます。

基本方針 3 安定的かつ効率的な行政運営

施策 106 デジタル化の推進と情報セキュリティの強化

目的

市民の利便性向上と行政事務の効率化を図るため、先進技術の導入による行政サービスのデジタル化を推進します。

現状と課題

本市では、これまでICTを活用した市民サービスの向上や行政事務の効率化等に取り組んできました。今後は、AIやRPAなどの先進技術を用いた業務の効率化を進めるとともに、行政手続きのオンライン化やワンストップサービスをより一層推進し、国が策定する標準仕様に準拠したシステムの導入に取り組んでいきます。

また、本市が保有する情報資産について、細心の注意を払いながら管理を行っていますが、情報セキュリティに関する技術的・物理的・人的対策を徹底し、情報資産が漏えいしないよう万全を期す必要があります。

施策の方向性

- 行政サービスのデジタル化・オンライン化を推進し、市役所に来庁しなくても手続き可能な環境を整備していくとともに、情報資産の漏えいがないよう職員の情報セキュリティに対する意識向上や最新のセキュリティ技術の導入などに取り組んでいきます。
- 国が策定する標準仕様に準拠したシステムの導入を進めていくとともに、併せて、業務運用の最適化を図っていきます。
- 多種多様なデジタル技術が存在し、新たに生まれる中で、費用対効果を見極め、様々な市民サービスにデジタル技術を活用していきます。また、そのために必要なICT人材の確保や育成に取り組めます。

指標

指標名	現状値 (R2)	目標値 (R7)	指標の説明
オンラインによる手続きが可能な申請等の数(種類)	47種類	60種類	インターネットを利用して行うことができる申請や届出、申込み等の数です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
行政手続きのデジタル化の推進	行政手続きの「原則オンライン化」を進めます。
AI、RPA等の新しい技術の活用	労働人口不足に対する取組として、AIやRPA等の新しい技術を導入し、業務の効率化や市民サービスの向上を図ります。
Web会議やリモートワークの環境整備	With コロナや働き方改革の一環として、Web会議やリモートワークを導入するとともに、実施方法等の環境整備を行います。
情報セキュリティ対策の推進	行政手続きの「原則オンライン化」や新たな技術の導入を進めていくにあたり、新庁舎への移転も踏まえ、技術的なセキュリティ対策を講じるのはもちろんのこと、職員一人ひとりの情報セキュリティへの意識を上げるため、研修等必要な対策を実施します。

基本方針 4 健全で持続可能な財政運営

施策 107 長期的視点に立った公共資産の維持・活用

目的

市が保有する公共資産の安全性を確保し、効率的に維持管理するとともに、経営資源としても活用し、限られた財源の中で最適な公共サービスを提供していきます。

現状と課題

公共施設及びインフラの老朽化に伴い、今後、施設の更新や改修には多額の費用を要することが見込まれます。

このような中、市では、公共施設マネジメントの取組を進め、公共施設の最適化と計画的保全に努めています。この取組により、今後、公共施設跡地など、活用可能となる大規模な公有財産が増えていくことが想定される中、本市の公有財産を資産として捉え、未利用のまま保有することのないように検討・活用を進めるなど、既に保有している財産と併せて優先順位をつけながら取り組んでいくことが必要になります。

本庁舎については、施設・設備の老朽化、執務室の分散化、維持管理経費の増大等、多くの課題を抱えていたことから、これらを解決するために新庁舎建設事業に取り組み、その結果、令和3年度から新庁舎の建設工事に着手しています。今後は、新庁舎の供用開始に向け、計画どおり、着実に建設工事及び関連事業を推進していく必要があります。

また、道路や橋りょう、公園、下水道などのインフラについては、インフラマネジメントの取組を進めています。予防保全型の管理や先進技術の活用、自然災害への対応も含めた官民連携の推進、市民協働など、更なる業務の高次効率化に向け、取組を進める必要があります。

施策の方向性

- 公共施設等に係る課題を市民と職員が共有する中で、将来にわたり必要かつ維持可能な施設の規模や在り方を検討し、時代とともに変化する市民ニーズに応じた柔軟なサービスの提供を目指します。
- 公共施設等の管理運営については、現状を分析した上で、民間活力の導入や計画的な保全、ライフサイクルコストの縮減などに取り組み、限られた財源の効果的な活用につなげます。
- 未利用地や公共施設跡地などの公有財産の有効活用については、対象資産の整理を行い、中長期的な視点で計画的に検討・活用を進め、歳入の確保につなげます。
- 新庁舎については、現庁舎の周辺施設の機能を集約するとともに、防災・災害対策拠点としての機能や、府中駅と府中本町駅の周辺のにぎわいをつなぐ「通り庭」等を整備することなどにより、新庁舎の基本理念である「市民に親しまれ、府中らしさを受け継ぐまちづくりの拠点となる庁舎」の実現を目指します。安全で快適なインフラ機能を確保するため、府中市インフラマネジメント計画に基づいた予防保全型の管理を推進します。

指標

指標名	現状値 (R2)	目標値 (R7)	指標の説明
公共施設の市民1人あたりの延床面積(m ² /人)	2.56 m ² /人	2.56 m ² /人	本市が所有する公共施設の延床面積を住民基本台帳人口で除した数値です。
インフラマネジメント計画(2018年度)に掲げる取組の実行率(%)	77.8%	89.0%	インフラマネジメント計画(2018年度)に掲げる63の取組の内、令和7年度までに実行した割合です。

主要な取組

取組名称	令和4年度から7年度までの取組内容
公共施設マネジメントの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・施設ごとの具体的な取組内容を定め、施設の総量抑制及び圧縮に努めます。 ・民間活力の導入や施設の保有にとらわれないサービスの在り方を検討します。 ・増加する更新費用が財政に与える影響を抑えるため、施設所管課と共に施設の修繕計画の策定を進めます。
未利用地の売却、貸付等	<ul style="list-style-type: none"> ・市有財産活用基本方針に基づき、計画的・戦略的に資産の売却、貸付け等の有効活用を進め、税外収入の確保等につなげます。
官民連携手法の優先的検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインに基づき対象となる施設について官民連携手法の優先的検討を行い、効率的かつ効果的な施設整備に努めます。
計画的な公共用地の取得	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画に沿った計画的な用地買収を実施します。 ・土地開発基金の安定的かつ効率的な運用を確保します。
市庁舎建設事業の着実な遂行	<ul style="list-style-type: none"> ・品質や安全等を確保しながら、効率的で円滑な工事の実施に努めるとともに、本体工事のほか必要となる関連工事や、初度備品の購入、執務室の移転等、新庁舎の供用開始に向けた関連事業を着実に推進していきます。
インフラマネジメントの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・府中市インフラマネジメント計画に基づき、管理や補修・更新などに関する各施策を進めます。 ・道路等包括管理事業の高次効率化を進めます。 ・次期計画の策定に向け、現計画の評価及び見直しを行います。